

【 保 育 課 関 係 】

1. 保育関係予算（平成28年度、平成27年度補正）について

（1）公定価格の充実について（関連資料1～4参照）

平成28年度当初予算案及び平成27年度補正予算における公定価格の充実については、

- ・ 賃借料加算の充実（平成28年度）
- ・ 保育所におけるチーム保育推進加算の創設（平成28年度）
- ・ 保育士等の待遇改善（平成27年度補正、平成28年度）

を図ることとしている。

賃借料加算の充実については、喫緊の課題である待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大に当たって、賃借形態の受け皿の支援が重要であることから、現行の賃借料加算について、実勢に対応した水準に大幅な引上げを図るものである。

保育所におけるチーム保育推進加算の創設については、職員の平均勤続年数が15年以上の保育所において、必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築した場合に保育士1人分の人件費を加算するものであり、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減を図るほか、キャリアに応じた賃金改善によって保育士の定着を促進し、全体としての保育の質の向上を図るものである。

保育士等の待遇改善については、平成27年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容に準じて保育士平均+1.9%の改善を図るものである。

具体的な額の取扱いについて、平成27年度は、自治体及び事業者の事務負担の軽減、早期の追加支給の観点から、公定価格の年額に一定割合（1.29%）を乗じる方法により、改善に伴う人件費増加分を算出することとし、平成27年4月1日に遡って支給する。（関連資料4参照）

また、平成28年度については、従前の保育所運営費と同様、公定価格単価自体を改定する方式により支給することとしている。

各自治体におかれては、増額となる人件費について、確実に保育士等の職員給与に反映されるよう、保育所等に要請等されたい。

（2）保育の質の向上と地方単独事業について

子ども・子育て支援新制度では、消費税財源を活用し、職員の配置改善及び処遇改善、研修の充実等を保育の質の向上の項目として実施しているところである。また、これらにより必要となる地方負担については、総務省において適切に地方財政措置が講じられているところである。

各自治体におかれては、例えば障害児保育などを後退させることは趣旨に合致するものではないことから、子ども・子育て支援新制度の理念を踏まえ、地方単独補助で実施していた取組を後退させることなく、地方単独事業の上乗せとして、子ども・子育て支援新制度の質の向上を実施していただくようお願いする。

(3) 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料の軽減について

(関連資料5～6参照)

多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化として、平成28年度より、年収360万円未満相当の世帯について、多子の算定に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化するとともに、年収360万円未満相当のひとり親世帯等については、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化することとしているので、ご了承ください。

(4) 保育所等整備交付金等について

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、施設整備や改修に係る費用の補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育所等の整備などを推進する。

また、新たに小規模保育事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設するとともに、近隣住民等に配慮した防音対策のため、保育所等（既存園を含む。）の防音壁の設置に係る費用を補助することにより、施設整備への早期着手や更なる保育所等の設置促進を図ることとしている。

このため、平成29年度末までに見込まれる保育の受け皿拡大45.6万人のうち、

- ① 平成27年度補正予算においては、当初の拡大量40万人からの増加分である約5.6万人分の保育所等の施設整備等に要する費用について、子育て支援対策臨時特例交付金により安心こども基金を積み増すこととし、
- ② 平成28年度当初予算案においては、安心こども基金の残高や保育所等整備交付金などの活用により、当初の拡大量である約7.2万人分の受け皿拡大を図る

こととしているので、各自治体におかれては、これまで同様、積極的な受け皿確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

また、平成28年度における保育所等整備交付金及び安心こども基金による保育所等の施設整備については、昨今の資材費及び労務費の動向を

反映し、2.2%増の補助単価の改定を行う予定であるので、各都道府県におかれては、ご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いする。

(5) 広域的保育所等利用事業の拡充について（関連資料7参照）

自宅から遠距離にある保育所等（保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）の利用を可能にするため、送迎センターを中心とし、送迎バス等による児童の送迎を実施する広域的保育所等利用事業を実施しているところである。

また、都市部等においては、土地の確保が困難で保育所等と同一敷地内に屋外遊戯場を設けられず、付近の屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等）を利用している場合がある。同様の状況にある複数の保育所等が、同じ公園等を屋外遊戯場として利用する場合などには十分な活動ができないおそれがある。このため、平成28年度当初予算案では、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所について利用することを可能にするため、本事業において、保育所等から公園等までの送迎バス等による児童の送迎を実施することとしている。

2. 待機児童解消加速化プランの推進について

(1) 加速化プランの進捗と更なる展開に向けて（関連資料8参照）

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、潜在需要も含めた保護者の保育ニーズに対応した保育の受け皿を確保していくことが必要である。

このため、平成25年度から平成29年度にかけて約40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成29年度末までの待機児童解消を目指し取組を進めているところである。各自治体の積極的な整備推進により、平成25・26年度で約21.9万人分の受け皿拡大を達成している。また、平成29年度末までの5か年の計画値の合計は約45.6万人となっており、目標値を上回って進捗していることが伺える。

一方で、平成27年4月1日現在の待機児童の数は23,167人で5年ぶりに増加した。これは、女性の就業率の上昇や、新制度が施行されたことに伴い、サービスの選択肢が増えるなど保育サービスが受けやすくなったことなどにより、潜在的な需要が顕在化したことによるものと考えられる。

このような状況に対応するため、一億総活躍国民会議の議論も踏まえ、今後更に女性の就業率が上昇することを念頭に、保育の受け皿整備の目標値を40万人から50万人にすることとした。

その実現に当たっては、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算案において、

- ① 保育所等の施設整備費の上積み、
- ② 新たに小規模保育の施設整備補助（例えば幼稚園が連携施設となりながら小規模保育を実施するといった取組もしやすくなる。）を創設
- ③ 賃借料加算の大幅な改善
- ④ 企業における多様な働き方に対応しやすい事業所内保育等の企業主導型保育サービスの推進

などに取り組むことにより、保育の受け皿の更なる拡大を進めていくこととしている。

各自治体におかれては、積極的な受け皿確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

（２）保育所等利用待機児童数調査について

例年、保育施策に関する調査にご協力いただいているところであるが、来年度も平成28年4月1日現在の「保育所等利用待機児童数調査」を実施することとしているので、引き続きご協力をお願いする。

また、待機児童の定義について、平成28年度当初予算案に盛り込んでいる企業主導型保育事業による事業所内保育施設により保育を受ける児童については、待機児童数に含めないことにしている。保育の必要性の認定を受けた上で、地域の認可保育所等に入所できず、当該施設を利用している児童については、保護者から当該施設を利用している旨を市町村に申告していただくことにより実態を把握することを基本とするが、定期的に当該施設から市町村へ入所者情報を提供する仕組みとすることを検討している。

さらに、施設の設置状況については、厚生労働省ホームページ等で周知することも検討している。

3. 事業主拠出金制度の拡充について（関連資料9参照）

（１）子ども・子育て支援法の一部改正について

保育の受け皿確保に当たっては、「待機児童解消加速化プラン」に基づく従来からの自治体の取組に加え、事業所内保育を主軸とした企業主

導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設することとした。このため、子ども・子育て支援法を改正し、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、事業主から徴収する拠出金率の上限を0.15%から0.25%に引き上げる等の措置を講ずることとしている。（平成28年度の拠出金率の上限は、0.20%とする。）（改正法案は今国会に提出されている。）

具体的には、新たに企業主導型保育事業や企業主導型ベビーシッター事業を行うほか、病児保育の普及促進事業も行うこととしている。

（２）企業主導型保育事業について

設置、運営に市区町村の関与を必要とせず、複数企業による共同利用を可能とするなど柔軟な実施を可能とした事業所内保育の設置を促進し、企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する。

- ・既存の事業所内保育の空き定員を活用した保育サービスも対象
- ・整備費、改修費、賃借料も支援
- ・週2日程度の就労などの多様な就労形態に対応した保育サービスも対象
- ・地域の保育所等に入所するまでの間など必要とする期間に応じた受け入れも対象
- ・延長・夜間・休日等の多様な保育を必要に応じて実施
- ・地域枠の設定は自由 など

なお、企業主導型保育事業については、設置・運営に市区町村の関与を必要としないものの、待機児童の解消を確実なものとするため、従来からの自治体の取組と企業主導による保育の受け皿の更なる拡大により、官民一体となって待機児童の解消を目指すこととしていることから、各都道府県等におかれては、当該事業について、ご了知いただくとともに地域住民や企業等への周知についてお願いします。

本事業は、事業所内保育の性格上、広域的な利用が想定されるが、待機児童の把握の必要性、認可保育所等との同時申込み等も考えられることから、各市町村におかれては、本事業の周知、必要な連携等に協力いただきたい。

また、本事業による助成を受ける事業所内保育施設は、認可外保育施設の都道府県等への届出を必要とする旨、今国会に提出中の子ども・子育て支援法一部改正法案の中において規定されているので、都道府県等におかれては、適切な運用をお願いします。

なお、本事業による保育の利用が行われる場合であって、同時に認可保育所等の利用申込みがある場合には、本事業を利用していることで不

利な取扱いがなされることのないよう留意願いたい。

(3) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格(*)でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修等を実施する。

(*1) 補助額2,200円／1回当たり

(参考：平成27年度補助額1,700円／1回当たり)

双生児の場合は加算補助 補助額9,000円／1回当たり

(*2) 企業負担 大企業10% 中小企業5%

(4) 病児保育の普及促進事業について

子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及を図るため、必要となる施設整備費補助を創設するとともに、病児保育の拠点となる施設に看護師等を配置し、保育所等において体調が悪くなった体調不良児を送迎し、保育するために必要となる看護師雇上費等を補助する仕組みを創設する。なお、本事業は、子ども・子育て支援法における市町村を実施主体とした地域子ども・子育て支援事業として実施する。

4. 保育人材確保について（関連資料10～13参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿拡大を確実なものにしていくため、保育人材の確保に向けて、地域限定保育士試験など保育士試験の年2回実施や保育士宿舍借り上げ支援、ハローワークなどによるマッチングといった、就職促進や離職の防止のための総合的な対策により万全を期していくこととしている。自治体におかれては、保育人材確保に向けた様々な施策を積極的に活用するなど、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。

また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であることから、都道府県におかれては管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

(1) 保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材数について

保育の受け皿整備の目標を40万人から50万人へと10万人分増加させたことに伴い、追加で必要となる保育人材の数は、40万人増の際に想定していた子ども1人当たりに必要な保育人材数から推計すると、約2万人

程度と考えている。

したがって、これまで必要となると見込んでいた数（6.9万人）と併せて、平成29年度末に約9万人程度の保育人材の確保が必要と考えている。

（２）追加で必要となる保育人材を確保するための新たな取組について

保育の受け皿の拡大分を含めた、約9万人程度の保育人材を確保するため、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算案において、従来の取組のほか、以下の新たな施策を講じることとしている。

特に、今回の予算に計上している取組は、保育人材確保が難しい状況が一部地域にとどまらず全国的なものとなっている現状に鑑み、保育現場における働き方の改善を全国的に進めていく趣旨を有するものであり、国の補助率を高率に設定しているため、一部取り組まない地域があることが施策効果全体を減殺することから、これらの施策を積極的に活用し、保育人材確保を強力に推進していただきたい。

【平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算案における新たな取組】

- ① 人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準拠し、1.9%の処遇改善の実施
- ② 潜在保育士に対する再就職準備金・保育料の貸付事業の新設（※1）
- ③ 保育士養成施設の学生に対する学費の貸付事業の拡充（※1）
- ④ 保育現場の厳しい勤務環境の改善のための保育補助者の雇上げ支援（※1）
- ⑤ 保育所等におけるICT化の推進（※2）
- ⑥ 若手保育士の離職防止や保護者対応への支援、保育の質の確保・事故防止など多様な課題に対応するための若手保育士や保育事業者への巡回支援
- ⑦ 保育士等のキャリアアップ構築のための人材交流の支援

※1 ②～④の事業（④のうち平成28年度当初予算案計上分を除く。）については、平成27年度補正予算に計上している事業であり、かつ、貸付事業として実施するものであるため、都道府県等においては適切な団体に資金交付をし、複数年度に亘って事業実施できる体制を構築していただきたい。また、これらの事業は、国庫補助率を10分の9と高率に設定し、10分の1の地方負担分も特別交付税措置が行われる予定であるので、積極的に活用していただくようお願いする。

※2 ⑤の事業については、保育所等における保育士の業務負担軽減を図るため、書類作成業務など、保育士にとって過度な負担となつて

いる業務について、保育所等においてICT化を推進するための保育業務支援システム(指導計画や自治体への各種提出書類作成など)の導入に必要な費用を支援する。本事業の推進を図るため、国の補助率を4分の3と高率に設定しているため、積極的に活用いただくようお願いする。

(3) 平成28年度における保育士試験の年2回実施の推進について

保育士試験の年2回実施に当たっては、平成27年度は4府県(神奈川県・大阪府・沖縄県・千葉県(対象地域:成田市))で地域限定保育士試験を実施し、1万人程度が受験した。

平成28年度は通常の保育士試験を含め、年2回実施する都道府県等が大幅に拡大されることとなる。各自治体においては、保育士試験が円滑に実施されるよう、引き続き御協力をお願いしたい。

(4) 保育士確保集中取組キャンペーンについて

「待機児童解消加速化プラン」により平成26年度は約15万人分の保育の受け皿を確保し、平成27年度はさらに約12万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれているが、保育士の有効求人倍率は、全国平均で2.34倍(平成27年12月時点)となっており、最も高い東京都においては6倍となるなど、保育士確保が喫緊の課題となっている。

このため、例年1月頃に保育士の有効求人倍率がピークになることを踏まえ、本年4月の保育士確保に向け、「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施し、保育士資格有資格者であって、現在、保育士として働いていない未就業保育士の掘り起こし及び就職あっせんを強化し、未就業保育士の就職促進を図ることとした。

については、このキャンペーンの取組の一つとしてリーフレット(「保育士資格をお持ちの方へ」)を作成したので、当該リーフレットを活用して、様々な場所や機会等を捉え、未就業保育士等に対し、保育士・保育所支援センターへの登録やハローワークへの求職申込を積極的に呼びかけていただきたい。

また、保育士の確保が困難な状況にある保育所等について、都道府県が把握している場合は、速やかに保育士・保育所支援センターやハローワークへ情報提供を行っていただくとともに、保育士の確保が困難な状況にある管内保育所等に対し、保育士・保育所支援センターやハローワークへ求人登録を行うよう、働きかけを行っていただきたい。

(5) 多様な保育の担い手の確保について(関連資料13参照)

保育の担い手の確保が喫緊の課題となっている中、昨年12月に有識者等で構成される「保育士等確保対策検討会」においてとりまとめられた「保育の担い手確保に向けた緊急的な取りまとめ」では、朝夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化や幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用、研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置要件の弾力化といった多様な担い手の活用を図ることとされた。

これについては、緊急的な対応として、本年4月からの実施に向け、省令改正及び通知の発出を行ったところであるので、必要な条例の改正等について対応いただくとともに、管内市区町村や保育所等に対し、周知願いたい。

(6) 保育士等の子どもの保育所等の利用に係る配慮について

(関連資料14参照)

子ども・子育て支援法に基づき、市町村は、保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る利用の調整を行うこととされている。これらを適切に行うため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号)により、優先利用に関する基本的考え方を示している。

この中では、優先利用の対象として考えられる事項を例示しており、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子ども利用に当たって配慮することも考えられる旨を示しているところである。地域における保育人材確保が困難な地域等においては、この基本的考え方も踏まえ、保育人材の確保に努めていただきたい。

(7) 子育て支援員研修の積極的な実施について

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業では、家庭的保育事業の家庭的保育補助者や小規模保育事業・事業所内保育事業の保育従事者は、子育て支援員研修など、市町村長が認める研修を受講する必要がある。

また、朝夕の時間帯における保育士配置要件の弾力化など、保育士以外の者を配置する場合や平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算案に計上している保育補助者雇上支援において、当該保育補助者は子育て支援員研修など一定の研修を受ける必要があることとしている。

このように、保育所等において多様な保育人材の活用が求められてい

る中、保育の質を確保するためには子育て支援員研修を受けていただくことが必要不可欠であることから、各自治体におかれては、子育て支援員研修を積極的に実施いただき、多様な保育人材の確保に努めていただきたい。

5. 指定保育士養成施設の指定監督に係る権限移譲について (関連資料14参照)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)が平成26年6月4日に公布され、これまで厚生労働省地方厚生(支)局で実施していた指定保育士養成施設の指定及び監督に係る事務については、平成28年2月3日に公布された「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」(平成28年政令第34号)に基づき、平成28年3月31日から都道府県において実施されることとなる。

当該事務に当たっては今後その権限の移譲に伴う事務手続のマニュアル、事務の引継ぎ等については、改めてお示しすることとしているので、各都道府県におかれては留意いただくとともに、権限の移譲後、円滑に事務が遂行できるよう、準備等を進めていただきたい。

6. 病児保育事業の推進について (関連資料15・16参照)

(1) 質の向上について

病児保育事業は、子育て世帯にとってニーズが高いサービスであるが、児童が病気に罹った場合に必要となるものであるため、時期により利用児童数の変動が大きいという特性があり、安定的な運営を確保することが課題となっている。

そこで、昨年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に合わせ、消費率引上げに伴う増収分による財源を活用し、基本分補助単価を引き上げるなど質の向上を図っている。

利用児童数に関わらず助成する単価を改善したものであり、安定的な運営に資するものであることから、積極的な活用をお願いする。

(2) 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針について

昨年12月に閣議決定した「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づき、看護師等の職員配置について、質を確保しながら病児保育を実態に即して実施しやすくするため、運営上の取扱いを明

確化した事務連絡を昨年末に発出しているところ。

利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば常駐を要件としないなど、柔軟な対応が可能となっているので、事故防止や衛生面に十分配慮した上で適切な取扱いをお願いする。

なお、このような対応を取った場合には、職員の勤務実態等に応じた対象経費の範囲を定めるなど、適切な運営、補助金の執行等にご留意いただきたい。

(3) 平成28年度における病児保育事業の強化について

前述の3.(4)のとおり、平成28年度当初予算案において事業の強化を図っており、(1)、(2)とあわせ、地域における病児保育事業の普及に積極的に取り組んでいただきたい。

(4) 研修について

病児保育事業に従事する保育士には、通常の保育に加え、小児の感染症や病態に関する知識が、また看護師等には医療機関での看護とは異なる小児の発達心理等を踏まえた専門性が求められることから、病児保育事業に従事する者の資質向上を図るため、病児・病後児保育研修事業を実施している。

また、訪問型は、病児、病後児が対象であることに加え、当該児童の居宅において保育を行うため、高い専門性が必要であることから、病児・病後児保育（訪問型）研修事業を実施しているところ。

病児保育従事者の資質の向上を図るためにも、積極的な研修の実施をお願いする。

7. 夜間保育の推進について（関連資料17参照）

働き方が多様化する中で、夜間保育や延長保育といった多様な保育に対するニーズが高まっており、こうしたニーズに応え、子育て支援の充実を図ることは、非常に重要である。

平成27年4月24日付事務連絡「平成27年4月1日現在の保育関係調査の提出について」において、「夜間の保育ニーズ調査」を実施させていただいたところであるが、現状、ニーズにまだ十分対応しきれていない状況や、ニーズの把握の程度が自治体ごとに異なる可能性も見受けられた。

子ども・子育て支援新制度においては、保育を必要とする事由とし

て、パートタイム、夜間など、基本的に就労形態の多様化に対応することを明記したところである。ニーズの的確な把握とニーズに適切に対応した体制整備をお願いする。

8. 小規模保育の推進について

(1) 概要

子ども・子育て支援新制度により、利用定員19人以下の地域型保育事業が市町村による認可事業として新たに児童福祉法に位置づけられた。

特に都市部においては、保育所、幼稚園、認定こども園等を連携施設として設定し、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、近接自治体の保育所、幼稚園、認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を確保することが見込まれる。

小規模保育の設置認可については、児童福祉法第34条の15第3項各号に審査基準が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から小規模保育の設置に係る申請があった場合には、認可するものとされている。

具体的には、客観的な認可基準の適合や欠格事由に該当しないことのほか、社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求め、その上で、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可することとしている。

(2) 施設整備費補助・賃借料加算について

待機児童は低年齢児（0～2歳児）が多いことから、小規模保育事業所についても設置促進を図ることができるよう、新たに事業所の整備に要する費用の一部を補助する事業を創設し、

① 平成27年度補正予算においては、安心こども基金を積み増し、

② 平成28年度当初予算案においては、保育所等整備交付金

にそれぞれ必要となる所要額を計上している。

また、賃借形態により事業所を設置する場合については、平成28年度における公定価格の賃借料加算を実勢に対応した水準に大幅な引上げを図ることとしている。

各自治体におかれては、ご了解いただくとともに、これらの補助を積極的に活用していただくようお願いする。

(3) 連携施設の設定について

小規模保育事業については、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う連携施設を適切に確保する必要がある。

連携施設については、認可施設に限ることとしたうえで、受け皿対象となる施設に関するルールについては、地域における必要性に応じ、市町村が定めることとしている。市町村は、保育の実施責任を有することから、各事業者が連携施設を確保できるよう、公立施設を連携施設として設定することや、当該事業所に連携施設をあっせん・調整するなど、積極的な関与・役割を果たすことが望ましいため、対応をお願いする。

9. 保育所の耐震化の促進について（関連資料21参照）

(1) 耐震化の状況

保育所の耐震化については、保育所を利用している子どもの安心・安全を確保するとともに、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進していく必要がある。

全国的な取組状況をみると、平成25年10月1日現在の保育所の耐震化率は、79.4%となっており、引き続き耐震化の促進が必要な状況である。

耐震化状況の詳細をみると、各自治体における取組により、全ての施設で耐震化が実施されている自治体から、耐震化率が50%程度に留まっている自治体までと大きな差が生じており、設置主体別にみても、公立保育所の耐震化率は77.1%、私立保育所の耐震化率は81.0%と差が生じている。こうした状況を踏まえ、各都道府県におかれては、管内市町村に対して(2)に掲げる情報を提供していただき、公私立ともに保育所の耐震化の促進に努められたい。

(※平成26年10月1日現在の保育所の耐震化の状況については、今年度中に公表する予定である。)

(2) 耐震化工事について

① 耐震化のための整備について

私立保育所の施設整備については、保育所等整備交付金により財政

支援をしているところであるが、耐震化工事については、大規模修繕等の整備区分を適用し、公的機関の見積りと民間工事請負業者2社の見積りを比較して低い方の価格を交付基準額とすることで、資材・労務単価の動向が適切に反映されるので、早期の耐震化に努めていただきたい。

また、公立保育所の施設整備については、平成18年度に税源移譲と合わせて一般財源化されているので、各地方自治体において積極的な対応をお願いしているところであるが、総務省の緊急防災・減災事業費の対象に「災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化」が盛り込まれており、地方単独事業として行う公立保育所の耐震化工事について、緊急防災・減災事業の対象としている。これにより、緊急防災・減災事業債を事業費の100%に充当可能とし、元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入することとしているので、合わせてご活用いただきたい。なお、当該措置は平成28年度までとされているので、耐震化に向け早期の取組をお願いします。

② 耐震診断について

耐震診断が必要な昭和56年以前の保育所について、耐震診断の実施率は63.4%となっているが、実施状況の詳細をみると、診断が完了している自治体からほぼ未実施の自治体まで、自治体において顕著な差が見られる。

耐震化の促進に向けては、何より耐震診断を行うことが重要であるため、耐震診断実施率の低い自治体におかれては、まずは耐震診断の早期実施に努めていただきたい。

保育所の耐震診断に要する費用については、国土交通省が所管する社会資本整備総合交付金等の基幹事業である「住宅・建築物安全ストック形成事業」により国庫補助を受給することが可能であるが、三位一体の改革により一般財源化された公立保育所の耐震診断については、次のいずれかの要件をみたす場合に限り、平成28年度末までは交付対象とすることとされているので、今後、公立保育所の耐震診断を予定している自治体におかれては、建築関係部局と連携の上、迅速かつ積極的な対応をお願いします。

ア 社会資本整備総合交付金交付要綱の改正施行(平成27年4月1日)の際、現に国に提出されている社会資本総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

イ 社会資本整備総合交付金交付要綱の改正施行(平成27年4月1日)の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等

を既に実施していることを明示できる事業においては、平成28年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

10. 地方創生推進交付金を活用した保育事業の推進について

地方創生の深化のため、既存の助成金や交付金などでは対応しきれない課題に取り組む自治体を支援する観点から、平成28年度当初予算案において地方創生推進交付金が創設されることとなっている。保育事業を含む子育て支援分野も支援対象となることから、各自治体におかれては関係部署とも連携しつつ、積極的な活用を検討いただきたい。

11. 連携中枢都市圏の形成に向けた取組について

(関連資料22参照)

「連携中枢都市圏構想」については、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするための拠点形成を形成する政策であり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）」（平成27年12月24日閣議決定）においても地域間連携の推進施策の1つとして位置づけられている。

「連携中枢都市圏」の形成については、平成26年度から全国展開を行っており、平成28年1月現在では、12市が中心都市として圏域を形成する意志を宣言し、既に4つの圏域が形成されるなど、全国で着実に連携中枢都市圏構想による取組が進んでいる。

総務省において、「連携中枢都市圏構想」の推進に資する取組を支援するため、平成27年度から、連携協約を締結しビジョンを策定した市町村の取組に対して地方交付税措置を講じており、平成28年度からは、圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設等の整備について、地域活性化事業債の対象とすることとしている。

当該交付税措置等については、保育関連施策も対象となりうることから、「連携中枢都市圏」の形成や連携協約の締結、ビジョンの策定等の検討に併せて、積極的な活用を検討いただきたい。

12. 保育関係予算の執行に係る適正化について

会計検査院による平成26年度決算検査報告書において、保育関係予算の事務執行に適正を欠いたため、国庫補助金等の過大交付による不当事項として指摘を受けたところである。各都道府県等におかれては、再発防止の観点から、適正な補助金執行事務の実施についてご留意いただくとともに、管内市町村等に対して改めて周知願いたい。

(1) 保育所運営費負担金

① 保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定の際、扶養義務者の市町村民税額等の調査確認が十分でなく、徴収金額の算定誤りが指摘されているため、子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の算定においても、適正な事務が確保されるよう税務関係部署等との連携強化を図り、課税状況の的確な把握についての指導をお願いする。

② 主任保育士専任加算における、代替保育士の勤務実態の確認が十分でなく、加算の適用が誤っていた等の指摘を踏まえ、各種加算の認定事務等にあたっては、告示、通知等に即した事務が行われるよう指導をお願いする。また、認定事務等が適正に行われるよう、各種加算に関する取扱いのFAQを随時更新しているところであるため参考にされたい。

上記については、平成27年度以降、保育所等の運営に要する費用について支弁される施設型給付費等として、子どものための教育・保育給付費負担金により補助しているところであるが、関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関の給付費等の支弁及び利用者負担額の算定等経理事務に対する指導について配慮をお願いする。

(2) 延長保育促進事業等

延長保育促進事業に係る執行について、実支出額の確認が十分でない、利用料収入を控除実支出額から控除していないなど、実支出額を過大に計上していたことと等による国庫補助金の過大交付の指摘を受けた事例が多数見受けられたので、各都道府県等においては、適正な補助金執行事務の実施にご留意いただき、管内市町村等に対して改めて周知をお願いする。

(3) 賃貸物件による保育所整備事業

子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)により実施された、賃貸物件による保育所整備事業において、市町村が実支出額の算定方法を誤ったまま都道府県に対し実績報告書を提出しており、市町村が事業

者に対して補助した金額よりも多額の交付を都道府県から受けたため、交付額が過大となっていた事例が見受けられたことから、実績報告書等の審査及び確認体制を強化するとともに、市町村に対する的確な指導について配慮をお願いする。

13. 認可外保育施設の届出について

平成26年3月に発生したベビーシッターに関する事件を受け、有識者による専門委員会を設置し、平成26年11月に議論の取りまとめを行ったところ。これを踏まえ、児童福祉法施行規則を改正し、平成28年4月から、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の施設（居宅訪問型の事業を含む。）に対して都道府県等への届出義務を課すこととした。

なお、新たに届出義務が課される既存施設の設置者は、本年5月1日までに、届出事項を都道府県知事等に届け出なければならないことから、経過措置として、本年1月1日から届け出を行うことを可能としている。

各自治体におかれては、届出義務が課されている施設の設置者が適切に届出を行えるよう、周知等にご協力をお願いしたい。

また、今通常国会に提出された子ども・子育て支援法の一部改正法案により、企業主導型保育事業等の実施に当たり、届出を求めることとしており、今後、法案が成立した際には、児童福祉法施行規則についても必要な改正を行う予定である。

14. 教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめについて（関連資料23参照）

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策については、平成26年9月に有識者による検討会を設置し、同年11月に中間取りまとめ、昨年12月に議論の最終取りまとめを行った。

（注）「中間取りまとめ」を踏まえ、昨年2月に発出した通知において、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業（子どもを預かる事業に限る。）、認可を受けていない保育施設・事業における死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故を報告対象とした。また、集約した情報についてデータベース化し、昨年6月より内閣府HPにおいて公表を開始している。

（参照URL）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

○ 重大事故の発生防止のための今後の取組みについて（最終取りまとめの内容）の概要

① 事故の発生防止（予防）のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成

具体的なガイドライン等は、別途調査研究事業において平成27年度末までに作成し、地方自治体に通知する。

② 事故の再発防止のための事後的な検証

地方自治体は、死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証を行うこととし、国は有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討することとする。

③ 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方

重大事故が発生した場合等に、事前通告なく指導監査等を実施できる旨を明確にするとともに、日常的な指導が適切に行われるよう国は地方自治体に通知する。

<最終取りまとめに関する説明>

①のガイドライン等については、施設・事業者向け、地方自治体向けそれぞれに対応したものを作成するので、来年度からは、このガイドライン等を参考に、それぞれの施設・事業者や地方自治体の実態に応じて教育・保育等の実施に当たっていただきたい。

②の死亡事故等の重大事故が発生した場合の事後的な検証については、外部の委員で構成する検証委員会を設置して、自治体において再発防止のための検証を実施する。この検証については、認可を受けていない施設・事業については都道府県、指定都市、中核市、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業については市町村が実施することとした。都道府県は、市町村における検証の実施の場合には、検証委員会の委員の紹介、検証の際の技術的助言等の支援を行っていただきたい。今後、検証に関する通知の発出を予定しているが、施設・事業者においても、地方自治体で検証が行われない事故等について、本通知を参考に検証を行うこととしている。

ガイドライン等及び検証に関する通知について、今後発出された際には各施設・事業者への周知をお願いしたい。

なお、事故予防、事故の再発防止等のために、睡眠中、食事中、プール遊び中等の活動における危険の有無の確認や、万が一事故が発生した場合

の検証に資するよう平成27年度補正予算に計上している「保育所等におけるICT化推進等事業」により、ビデオカメラの設置を支援（＊）しているので、積極的に御活用いただきたい。

＊ 補助率：国 3 / 4、市町村 1 / 4 1 か所当たり上限10万円

15. 保育所における第三者評価の受審について

平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度では、保育所等について、第三者評価の受審が努力義務とされた。

また、「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、保育分野における第三者評価受審率の数値目標を定めることとされたほか、「日本再興戦略」改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、平成31年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審を目指すこととされている。

子ども・子育て支援新制度では、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特別利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成27年内閣府告示第49号）において、第三者評価受審加算が設けられており、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業者は受審費用の一部が支援されるため、保育所等に対して積極的な受審を促し、保育サービスの質の向上に御協力をお願いしたい。

16. 保育所保育指針の改定について（関連資料24参照）

保育所保育指針は、保育所保育の理念や保育内容・方法等を体系的に示すものとして、昭和40年8月に策定されて以降、3回の改定が行われており、直近の平成20年度の改定においては、規範性を有する指針としての位置づけを明確にするため、大臣告示として定められている。

次回平成30年度の改定に当たっては、平成20年度の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化や、現在幼稚園教育要領の改定に向けた検討が進められていること等を踏まえて検討を行うことが必要である。

改定に当たっては、社会保障審議会児童部会に設置された「保育専門委員会」において、昨年12月から保育所保育指針の改定等に資する検討を行っているところであり、本年春頃を目途に中間とりまとめを行う予定である。

[関連資料：保育課]

賃借料加算の充実

○概要

保育の受け皿拡大を推進するため、現行の公定価格における賃借料加算を実勢に対応した水準に見直す。

○見直し後の単価例

(保育所：A地域：都市部)

定員区分	現行 公定価格単価	年額
20人	6,500円	1,560千円
21人～30人	4,500円	1,620千円



見直し後単価	見直し後 年額
16,800円	4,032千円
11,700円	4,212千円

(小規模保育事業A型：A地域：都市部)

定員区分	現行 公定価格単価	年額
6人～12人	4,100円	590千円
13人～19人	5,200円	1,186千円



見直し後単価	見直し後 年額
21,500円	3,096千円
27,300円	6,224千円

チーム保育推進加算の創設

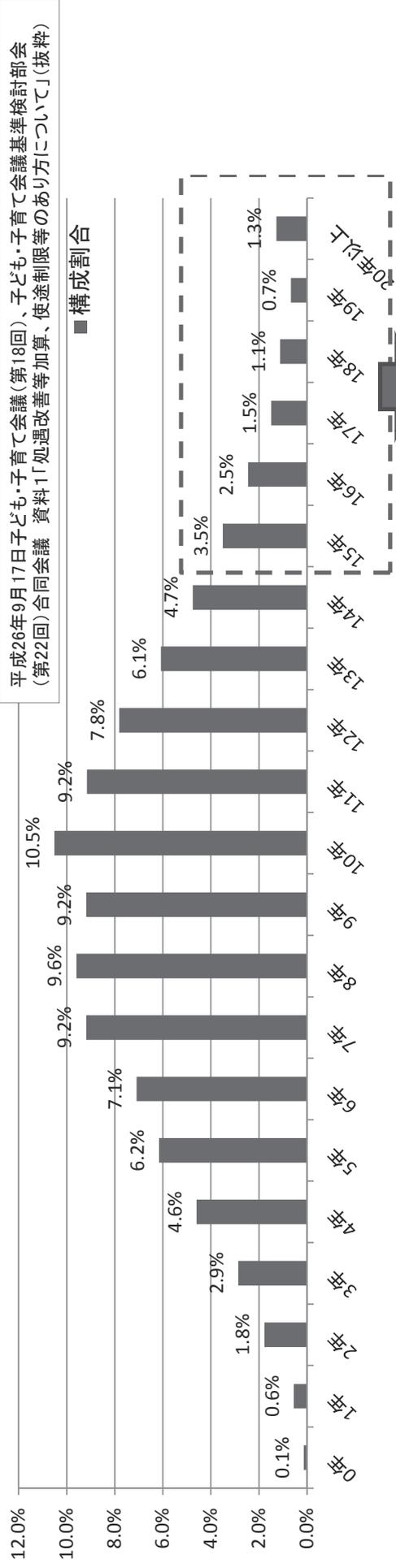
○加算の趣旨

- ・チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。
- ・厚い人員配置の下、キャリアアップの体制を整備した保育所を支援し、キャリアに応じた賃金改善が図られ、保育士が長く働くことのできる環境の整備を促進する。

○加算の概要

- ・以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。
 - ① 必要保育士数(公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置
 - ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築
 - ③ 職員の平均勤続年数が15年以上
 - ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

(参考)私立保育所の平均勤続年数別の施設分布(平成25年4月1日現在)



職員の平均勤続年数15年以上の施設(私立保育所全体の10.6%が対象)

保育士等の処遇改善

○平成27年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ（27年度補正、28年度当初）

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成27年度当初	平成27年度改定後	平成27年度当初	平成27年度改定後
保育士	(福)1-29	197,268円	199,920円 (+2,652円)	約363万円	約370万円 (+1.9%)

○平成26年度の公務員給与改定に対応した単価のアップ

	格付け	本俸基準額		人件費（年額）	
		平成26年度当初	平成26年度改定後	平成26年度当初	平成26年度改定後
保育士	(福)1-29	195,228円	197,268円 (+2,040円)	約356万円	約363万円 (+2.0%)

※平成26年度末に、保育所運営費の差額を平成26年4月に遡及して支弁 ⇒ 保育士等に対して一時金などで支給

○平成27年度の公定価格における処遇改善等加算

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ、3%を加算

平成27年度国家公務員給与改定に伴う対応の具体的な取扱いについて

1. 対応方針

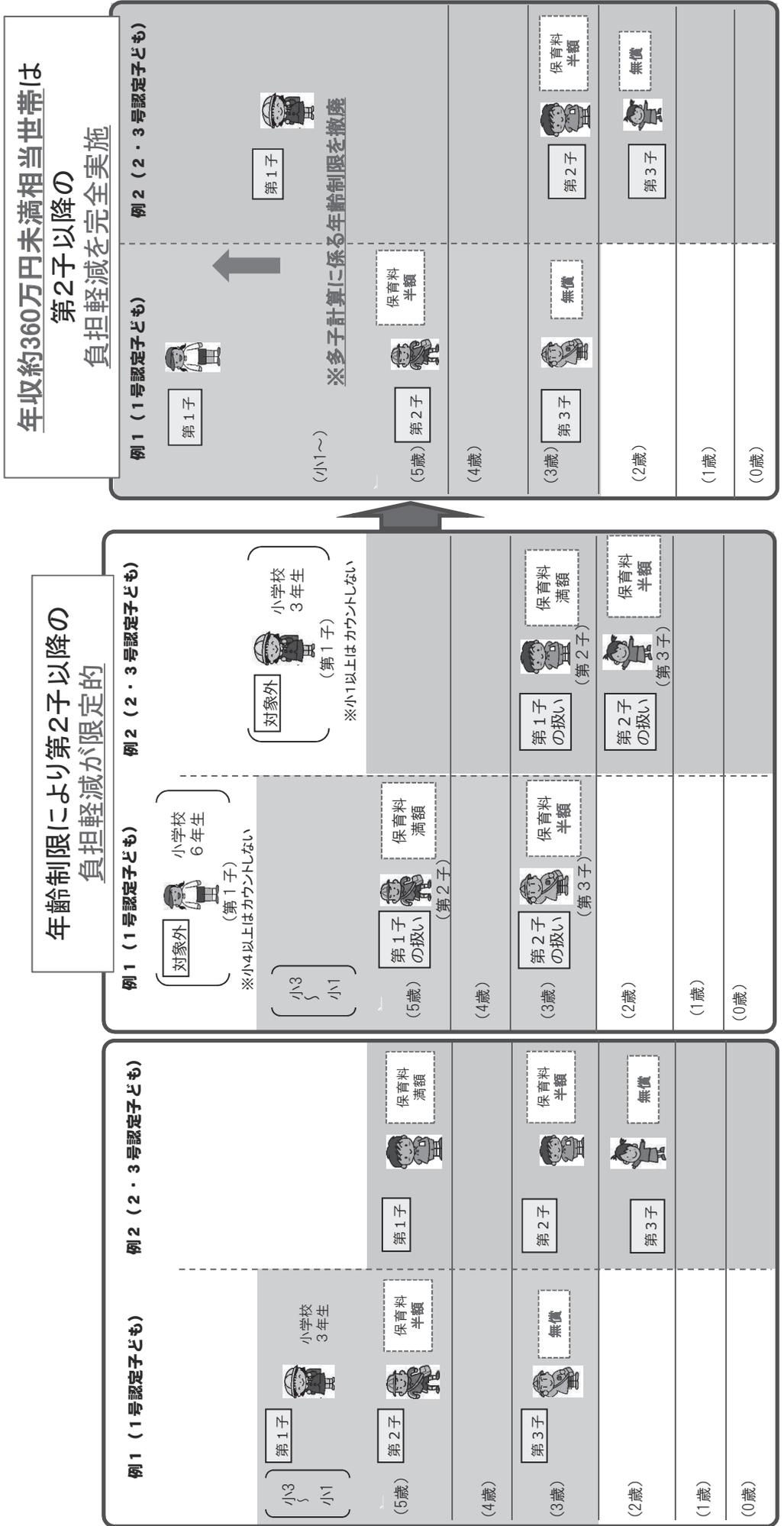
- 平成27年度国家公務員給与改定に伴う対応については、平成27年度においては補正予算により財源を確保した上で、4月1日に遡及して新単価を適用することとなるが、自治体および事業者の事務負担の軽減により、早期の追加支給を図る観点から、平成27年度中においては以下のとおり取り扱うものとする。
 - ・ 国家公務員給与改定の影響を受ける公定価格単価について個々に見直しをする通常の方式に代えて、平成27年度公定価格単価表に基づく年間総支弁額（見込）に2. に掲げる引き上げ率を乗じた額から利用者負担額を減じた額を子どものための教育・保育給付費国庫負担金の平成27年度所要額とする取り扱いとする。
 - ・ これにより、各事業所の公定価格収入は、平成27年度国家公務員給与改定に伴う対応がなかったとした場合の収入額から、2. に掲げる引き上げ率だけ増加する結果となる。
 - ・ 2. に掲げる引き上げ率については、各公定価格項目の積算上の人件費から機械的に算出されるものである。
 - 上記の取扱いは、平成27年度中に限った取扱いであり、平成28年度の単価については国家公務員給与改定の影響を受ける公定価格項目について個々に見直しをする通常の方式により、単価改定を実施する。
2. 平成27年度中の公定価格の引き上げ率
- 2・3号の施設型給付及び地域型保育給付 1. 29%
3. 具体的な算式（2・3号）
- 平成27年度公定価格単価表に基づく年間総支弁額（見込み）×
 (100% + 平成27年度中の公定価格単価の引き上げ率) - 利用者負担額

1. 多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費：100億円(公費：214億円)

●多子世帯の保育料負担軽減

- 年収約360万円未満相当世帯について、現行制度で
 - ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
 - ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで
 とされている多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。



2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案)所要額 国費：26億円(公費：54億円)

●年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充

⇒ 第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化

(第2階層までのひとり親世帯等については、現行制度において既に第1子より無償)

○1号認定子どもについて

階層区分	現行		現行のひとり親世帯等の負担軽減		負担軽減の拡充	
	保護者負担額(月額)	第1子	第2子	保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税世帯 77,100円以下 (年収約360万円未満相当)	16,100円	第1子 15,100円(1,000円引き下げ)	第2子 8,050円	7,550円(上記の半額)	7,550円(現行負担軽減後の半額)	0円(無償化)

○2・3号認定子どもについて

※下記の保護者負担額はすべて3歳以上児の保育標準時間認定の場合

階層区分	現行		現行のひとり親世帯等の負担軽減		負担軽減の拡充	
	保護者負担額(月額)	第1子	第2子	保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)	保護者負担額(月額)
第3階層 市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (年収約330万円未満相当)	16,500円	第1子 15,500円(1,000円引き下げ)	第2子 8,250円	7,750円(上記の半額)	7,750円(現行負担軽減後の半額)	0円(無償化)
第4階層の一部 市町村民税所得割課税額 97,000円未満 (年収約470万円未満相当世帯 のうち年収約360万円未満相当世帯)	27,000円	第1子 27,000円(基準額表どおり)	第2子 13,500円	13,500円(上記の半額)	13,500円(基準額表の半額)	0円(無償化)

広域的保育所等利用事業の概要

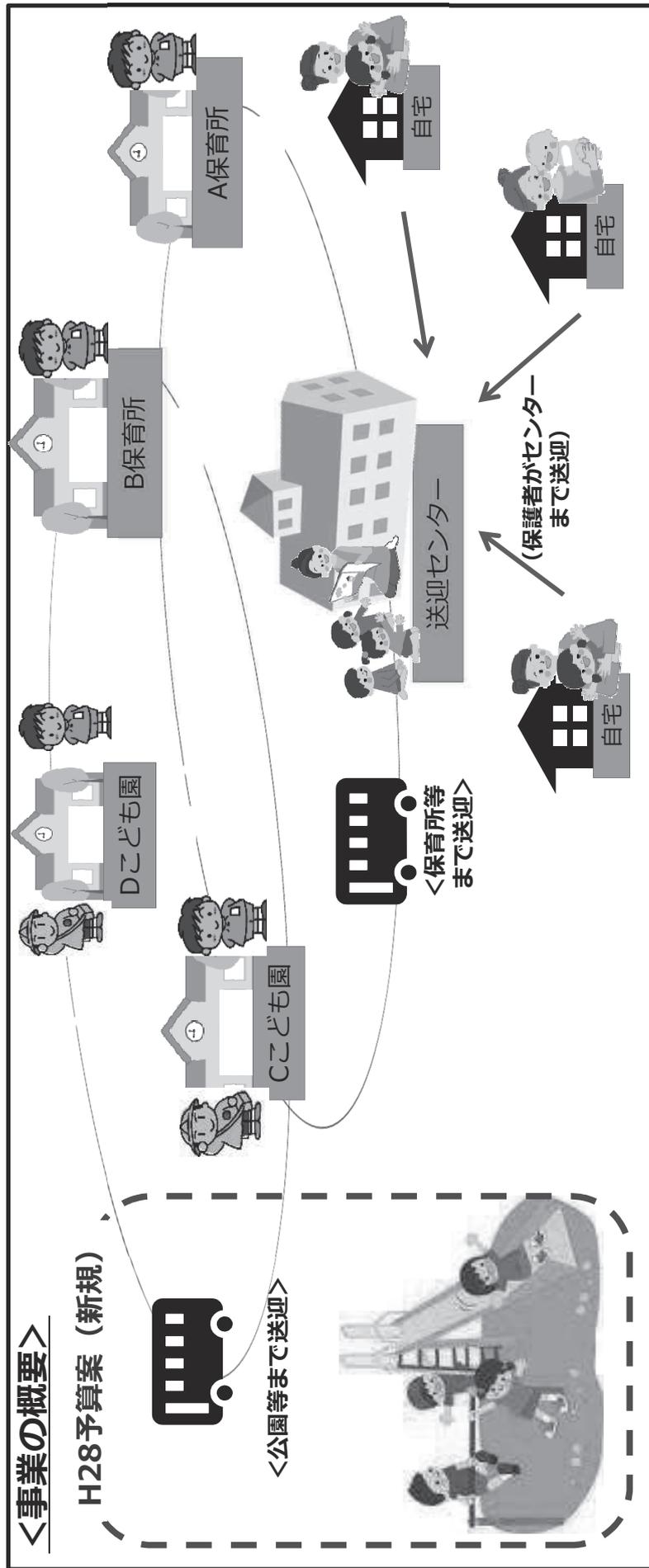
広域的保育所等利用事業の実施により、児童を安心して育てることができるような体制整備を行う。

【子ども送迎センター事業（現行事業）】

近隣に入所可能な保育所等（保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）が見つからない児童に対し、自宅から遠距離にある保育所等でも利用を可能にするため、保護者にとって利便性のよい場所にある学校や児童館などに市町村が設置することも送迎センターを中心とし、原則、各保育所等の保育士等が付き添いのもと、送迎バス等による児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する事業。

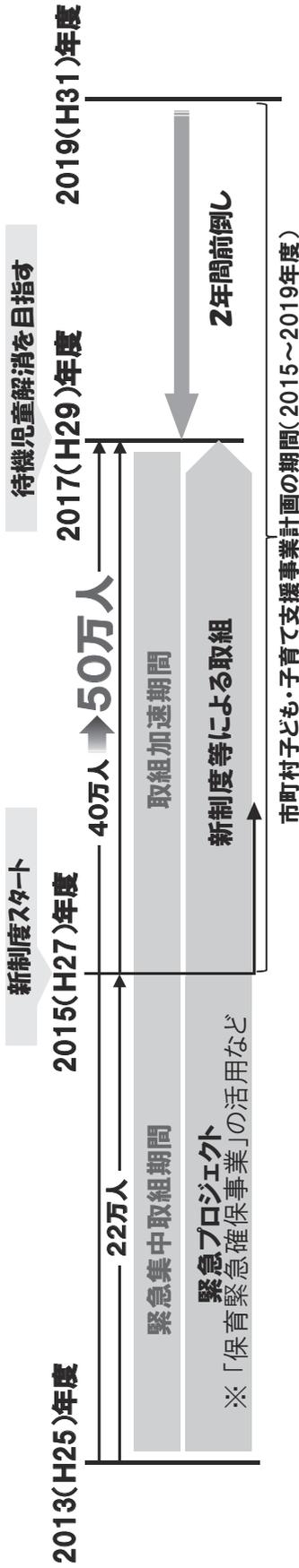
【代替屋外遊戯場送迎事業（平成28年度予算案に新規計上）】

都市部等においては、土地の確保が困難で保育所等と同一敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難であり、付近の屋外遊戯場に代わる場所（公園、広場、神社境内等）を利用していている場合がある。このため、複数の保育所等が同じ公園等を屋外遊戯場として利用する場合には十分な活動ができないことから、保育所等から遠距離にある屋外遊戯場に代わる場所についても利用することが可能となるよう、保育所等から公園等までの送迎バス等による児童の送迎の実施に要する費用の一部を補助する事業。



待機児童解消加速化プラン

- ◆ 待機児童の解消を目指し、平成25年度から平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」に基づき取組を進めているところ。
- ◆ 平成25・26年度の2か年で合計約21.9万人分(当初目標値20万人)の保育の受け皿拡大を達成し、平成29年度までの5か年の合計は約45.6万人分の保育の受け皿拡大を見込んでいる。
- ◆ 今後、25～44歳の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、加速化プランに基づき平成29年度末までの整備目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分とすることとする。



◇ 「待機児童解消加速化プラン」集計結果(平成27年度)

平成25年度 保育拡大量	平成26年度 保育拡大量	平成27年度 保育拡大量	平成28年度 保育拡大量	平成29年度 保育拡大量	5カ年合計
72,430人	146,257人	117,250人	81,407人	39,262人	456,606人
(計 218,687人)		(計 237,919人)			

支援パッケージ ～5本の柱～

- ① 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)
- ② 保育を支える保育士の確保(「ヒト」)
- ③ 小規模保育事業などの運営費支援等
- ④ 認可を目指す認可外保育施設への支援
- ⑤ 事業所内保育施設への支援

1・2歳児の保育所等利用率の推移

(平成29年度末)
50万人分確保時の利用率

(平成26年4月) (平成27年4月) (平成29年度末)

1、2歳児 : 35.1% → 38.1% → 48.0%

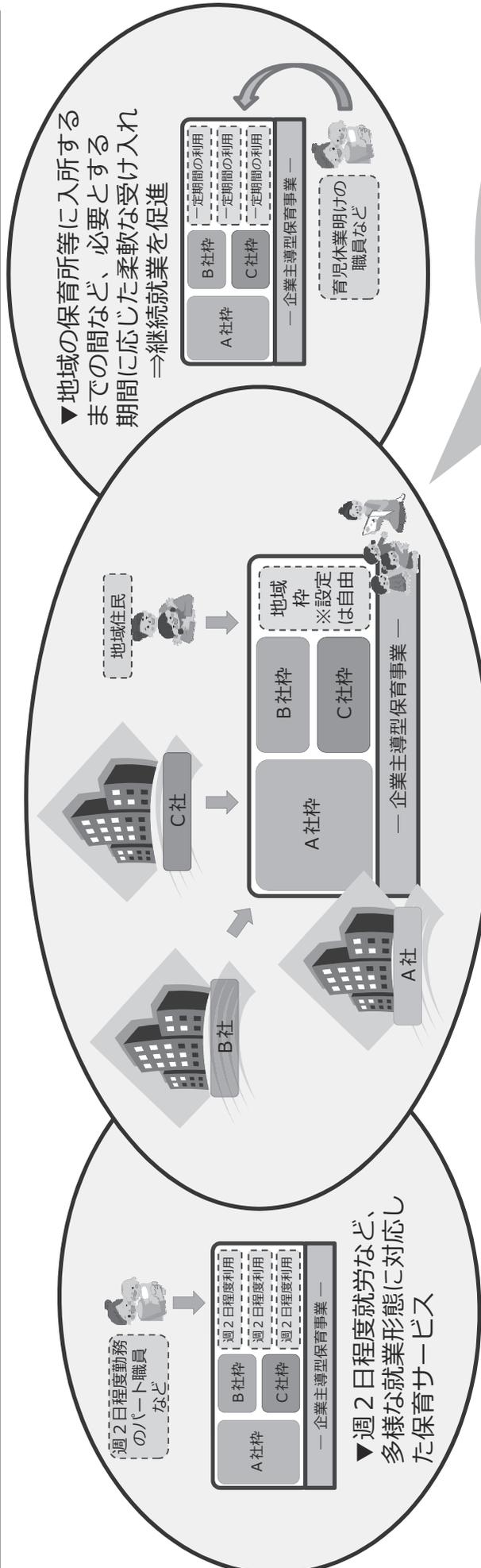
<【参考】女性の就業率: 70.8%(2014年) → 77%(2020年) >

(注)利用率: 利用児童数 ÷ 就学前児童数
平成26年4月の利用率は小規模保育事業等を含んでいない。

新 企業主導型保育事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

【平成28年度内閣府年金特別会計予算案:796.5億円(運営費:308.7億円 整備費:487.8億円)】

- ◎ 保育の受け皿拡大を進めているが、女性の就業率上昇等に伴う潜在需要の顕在化に対応するため、受け皿拡大を更に加速させる必要がある。
- ◎ 今後、女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの受け皿整備の目標を前倒し・上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
- ◎ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就業形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設する。
- ◎ 運営費の他、施設整備費として151.8億円、改修費として336億円を計上。
- ※ 運営費の補助単価については、子ども・子育て支援新制度の各種単価を参考に設定。



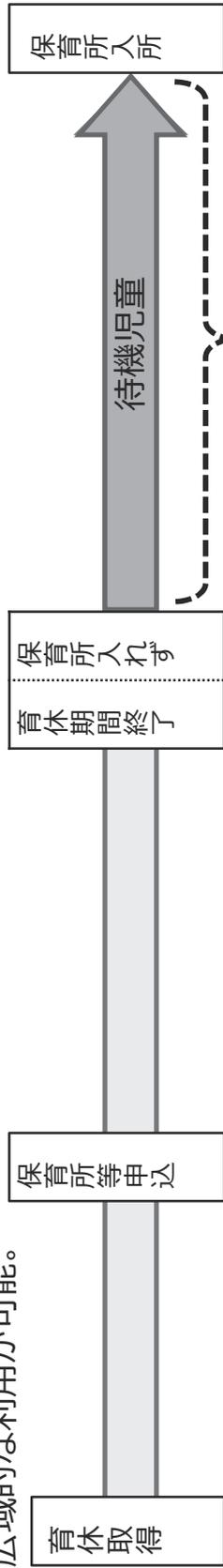
- 本事業の特徴
- 設置に市区町村の関与なし
 - 利用も直接契約
 - 地域枠設定も自由
 - 複数企業の共同利用も自由
 - 柔軟な人員配置
 - 多様な勤務形態に対応した多様な保育サービスも可能
 - 整備費・運営費を補助

■ 事業所内保育有効利用支援について

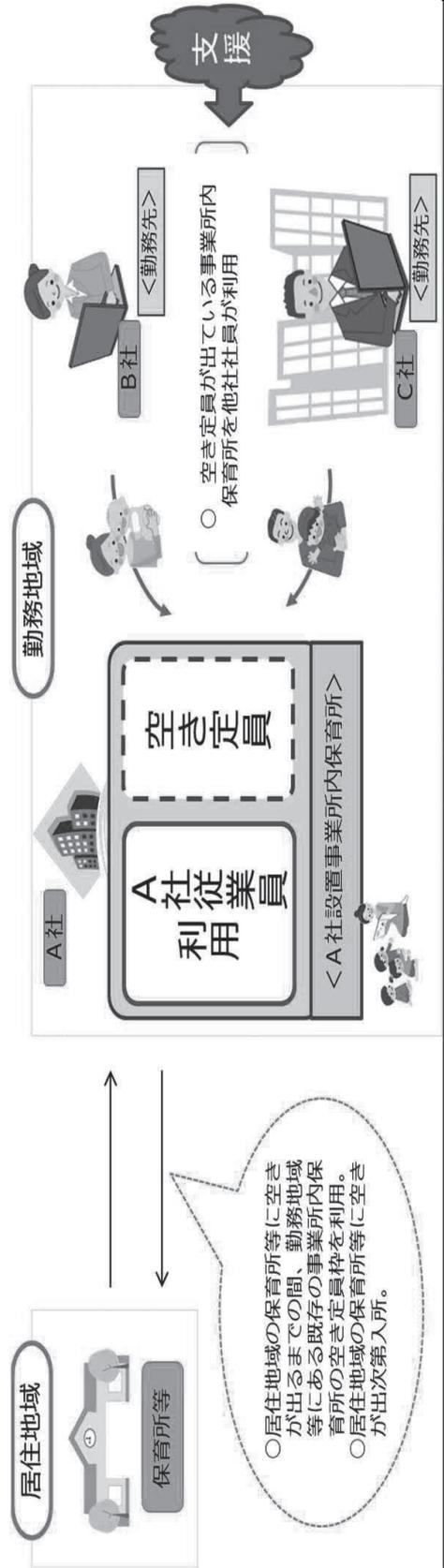
◎ 既存の事業所内保育施設では、自社の従業員のみでは運営が安定しない、企業の持ち出しとなるケースも多いことから、企業主導型保育事業では、既存の事業所内保育施設の空き定員を有効利用する事業に対しても補助を行う。



- ▼ 既存の事業所内保育所で空き定員（自社の従業員だけでは利用者が埋まらない枠）を有効利用可能とする。
- ▼ 他社の従業員の子ども等が利用した場合の運営費を補助する。
- ▼ 利用は直接契約とする。
- ▼ 各企業との連携やマッチングをコーディネート。
- ▼ 広域的な利用が可能。



認可保育所等に入所するまでの一定期間受け入れ



企業主導型ベビーシッター利用者支援事業(仕事・子育て両立支援事業費補助金)

【平成28年度内閣府年金特別会計予算案】380,646千円

多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成するとともに、ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施することにより、様々な時間帯に働いている家庭のベビーシッター派遣サービスの利用を促し、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

<事業内容>

① ベビーシッター派遣事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉な価格（補助額2,200円/1回当たり：双生児の場合は加算補助（補助額：9,000円/1回当たり））でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう利用に係る費用の一部を支援する。

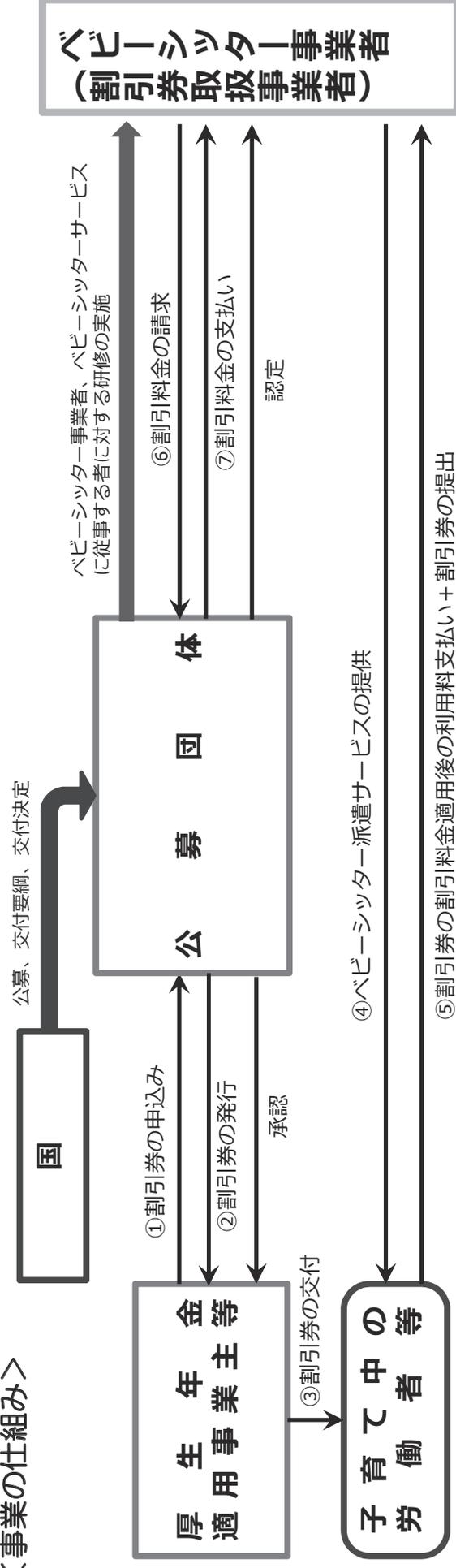
② ベビーシッター研修事業

ベビーシッター事業者及びベビーシッターサービスに従事する者の資質向上のための研修、啓発活動を実施する。

<利用条件>

・所得制限 なし ・企業負担 大企業10% 中小企業5% ・就労のため（職場への復帰を含む）等にご利用

<事業の仕組み>



病児保育普及促進事業

子育て世帯のニーズが高い病児保育事業の普及を図るため、以下の事業を実施。

① 病児保育施設整備 (子ども・子育て支援整備交付金) **(新)**

(事業内容)

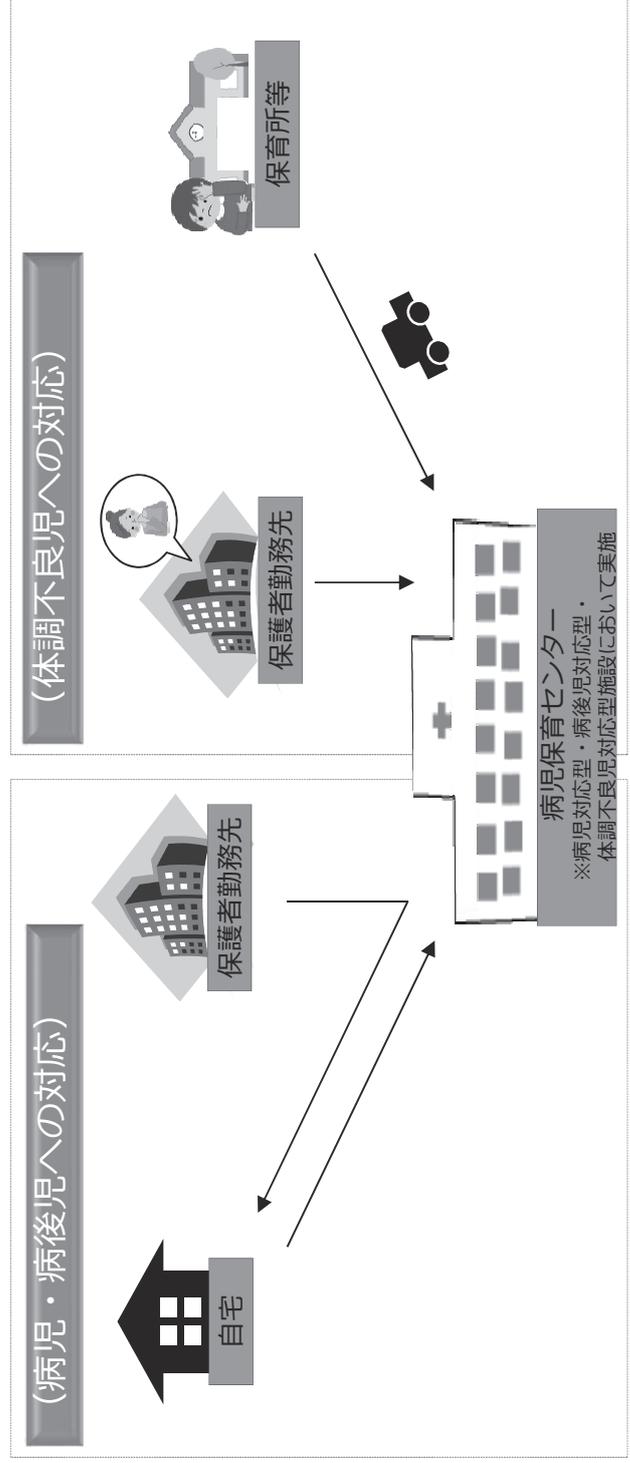
病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備等に係る費用を補助する。
医療機関、保育所等の改修費、単独設置施設の整備費等。

② 病児保育センター (子ども・子育て支援交付金) **(拡)**

(事業内容)

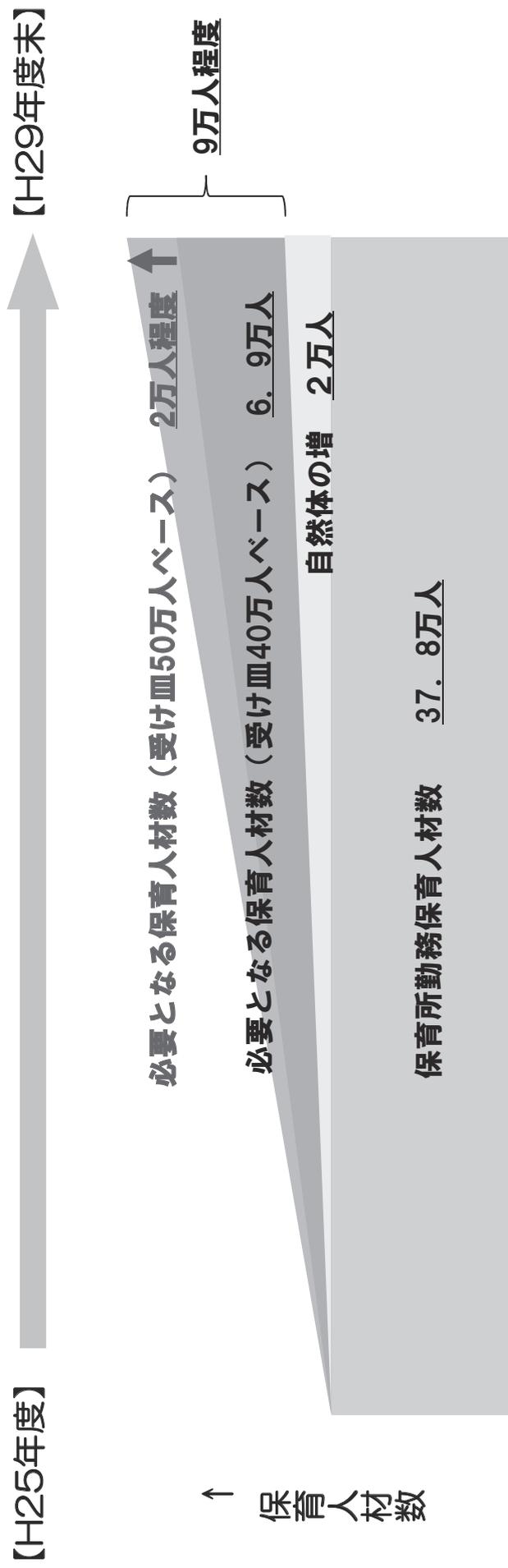
病児保育の拠点となる施設 (※) に看護師等を配置し、保育所等において保育中に体調が悪くなった体調不良児を送迎し、病児を保育するために必要となる看護師雇上費等を補助する。

(※) 病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型施設において実施



保育人材確保策

- ◆「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、その担い手である保育人材確保のための方策を図る。
- ◆平成29年度末までに国全体として新たに確保が必要となる保育人材数(約9万人)の確保を目指す。



保育士確保の取組

①保育士資格の新規取得者の確保

【平成27年度までの取組】

- ・地域限定保育士試験など、保育士試験の年2回実施等

・保育士修学資金貸付

- ・現在保育所等に働いている者及び幼稚園教諭免許状所有者の保育士資格取得支援

- ・養成施設に対する就職促進支援事業
など

【今後の取組】

- ・保育士試験の年2回実施を行う都道府県的大幅拡大
など

②保育士の就業継続支援

【平成27年度までの取組】

- ・処遇改善（公定価格上3%相当の処遇改善等加算の実施）

・保育士宿舍借り上げ支援

- ・保育体制強化事業
など

【今後の取組】

- ・改善要望の強い勤務環境改善への対応の検討

・保育士のキャリアアップに対応した研修体系の再構築

- ・財源確保とともに、さらなる処遇改善を実施
など

③離職者（潜在保育士）の再就職支援

【平成27年度までの取組】

- ・ハローワークや保育士・保育所支援センターによるマッチング支援
など

【今後の取組】

- ・来年度に向けた採用時期に合わせたマッチング強化

・未就学児をもつ潜在保育士への保育料支援による再就職促進
など

新たな保育人材確保対策

【6. 9万人の確保】

(受け皿拡大40万人ベース)

現在の保育人材確保策 (保育士確保プラン)

- 保育士資格の新規取得者の確保
 - ・ 保育士試験の年2回実施
 - ・ 修学資金貸付 など

【2万人程度の確保】

(受け皿拡大を50万人とした時の追加必要数)

保育士資格の新規取得者の確保

- 修学資金貸付により保育士を目指す学生を支援
 - 【27補正：155億円】
 - ・ 補助率の嵩上げ (3/4→9/10)
 - ・ 2年間貸付、保育所に5年勤務で返済免除

新たな保育人材を創出

- 人材交流等によるキャリアアップ体制の整備と学生の実習支援などを実施
 - 【28当初：10億円】

保育士の就業継続支援

- 保育士を支える保育補助者を雇用し、保育所の勤務環境を改善
 - 保育補助者の雇上費の貸付支援
 - 【27補正：353億円・補助率：9/10】
 - ・ 3年間雇上費用を貸付
 - ・ 保育士資格取得等で返済免除
- 保育補助者（短時間勤務）の雇上費を補助
 - 【28当初：118億円・補助率：3/4】

- 離職者の再就職支援
 - ・ 保育士・保育所支援センターやハローワークによるマッチング支援 など

多様な人材の活用

- 朝夕の保育士配置要件の弾力化などによる保育士の負担軽減
 - 【規制改革】

離職者の再就職支援

- 就職準備金や保育料の一部の貸付けにより、離職した保育士への再就職を支援
 - 【27補正：58億円・補助率：9/10】
 - ・ 就職準備金を20万円貸付
 - ・ 保育料の一部を1年間貸付
 - ・ 保育所に2年勤務で返済免除

- 保育補助者の雇用や保育所のICT化の推進などによる勤務環境の改善により、離職した保育士の就業意欲を促進
 - ※再掲

職場定着を促進

【28当初：4.3億円（子どものための教育・保育給付助成数）】 ※内閣府予算に計上

潜在保育士の呼び戻し

平成29年度末までに必要となる9万人程度の保育人材の確保へ

平成28年度における保育士試験の年2回実施について

○概要

保育士確保を図るため、平成27年1月に策定した保育士確保プランに基づき、平成27年9月に施行した改正後の国家戦略特別区域法において創設された地域限定保育士試験に加え、通常の保育士試験についても、平成28年度から実施。

○実施時期

- ・ 通常試験（1回目）
筆記試験：平成28年4月23日（土）・24日（日）
実技試験：平成28年7月3日（日）
- ・ 地域限定保育士試験及び通常試験（2回目）
筆記試験：平成28年10月22日（土）・23日（日）
実技試験：平成28年12月11日（日）

○実施自治体（2回目試験）

- ・ 地域限定保育士試験
大阪府、仙台市
 - ・ 通常試験
44都道府県
- ※神奈川県については、どちらの保育士試験を実施するか検討中

○受験手数料

12,700円（手数料払込票の郵送料等が別途必要）

地域限定保育士制度の概要

1. 概要

- 平成27年通常国会で成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」により、資格取得後3年間は当該自治体内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士(正式名称：国家戦略特別区域限定保育士)」となるための試験制度を新たに創設。
- 地域限定保育士試験は、8月に全国で行われる試験に加えて、2回目の試験として実施。

2. 実施時期（平成27年度）

地域限定保育士筆記試験：平成27年10月24日（土）・25日（日）
地域限定保育士実技試験：平成27年12月13日（日）

3. 実施自治体（平成27年度）

神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県（対象地域：成田市）

4. 受験手数料（平成27年度）

12,700円（手数料払込票の郵送料等が別途必要）

5. 受験者数（平成27年度）

10,598人（筆記試験）

保育士確保集中取組キャンペーン（平成28年1月～3月）

- 厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」により、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保することとしているが、その確保には、保育を支える保育士の確保が必要不可欠である。
- 一方、平成26年度は14.6万人分の保育の受け皿を確保したが、平成27年度はさらに11.7万人分の保育の受け皿の拡大が見込まれており、また、平成27年11月の有効求人倍率も約2倍（最も高い都道府県では5倍以上）といった状況にあり、保育士確保が急務となっている。

来年4月の保育士確保に向け、「**保育士確保集中取組キャンペーン**」を実施し、国や自治体を挙げて保育士の就職促進を集中的に行い、保育士確保を強力に推進する。

掘り起こしの強化

- リーフレットを活用した保育士への呼びかけ
- 新規で保育士資格の登録をされた方への働きかけ
- 指定保育士養成施設と連携した養成施設卒業生や卒業予定者への呼びかけ強化
- 資格登録されている保育士に対する都道府県の保育士登録簿を活用した働きかけ
- 短時間正社員制度の導入など、保育所の勤務環境改善に向けた働きかけ
- 保育所OG・OBへの働きかけ
- 厚生労働省twitterなどSNSを活用した情報発信
- 保育団体と連携した保育士確保に向けたPR活動の実施



ハローワークへの求職申込や保育士・保育所支援センターへの登録

就職あっせんの強化

- 就職相談会と職場体験・再就職支援セミナー等の同時開催
- 来年4月までの保育士確保が特に急務な保育所に対し、保育士・保育所支援センターが個別に就職希望の保育士を紹介
- ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトによる集中的支援
 - ・ 年度内に充足が必要なら求人提出保育所への事業所訪問等による個別フォローアップの集中的実施
 - ・ 就職面接会等の集中開催
 - ・ 保育士資格を有する求職者に対する保育求人情報の集中的提供



4月に向けた保育士の確保へ

リフレッシュ「保育士資格をお持ちの皆さまへ」

(表面)

保育士資格をお持ちの皆さまへ

子ども・子育て支援新制度が
スタートしたこの機会に、
保育の現場で働いてみませんか？



厚生労働省では、待機児童の解消を目指し、「待機児童解消加速化プラン」によって、平成29年度末までに必要となる保育の受け皿が確保できるよう取り組んでいます。また、平成27年11月の有効求人倍率も約2倍（保育士1人の求職申込に対し、求人募集が2件）、高い都道府県では5倍を超えている状況です。

皆さまに保育士として働いていただけたら、
厚生労働省では、次のような取組を行っています。

- 民間保育所で働く保育士の給与を平均5%改善！
- 職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！
- 保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

具体的な取組内容は裏面で

まずは、お近くの「保育士・保育所支援センター」へ登録、
またはハローワークへの求職申込みをお願いします。

保育士・保育所支援センターやハローワークでは、保育士資格をお持ちの皆さまへの相談・支援を行っています。なんでもお気軽にご相談ください。

- ・保育士としての就職に向けた相談
- ・勤務時間や勤務場所など、希望に応じた保育所のあっせん
- ・就職面接会などの開催や、ご案内

保育士・保育所支援センターやハローワークなどの連絡先は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/140131-2.html>



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(裏面)

皆さまに保育士として働いていただくため、
厚生労働省では、以下の取組を行っています。

民間保育所で働く保育士の給与を改善！

- 今年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度において、民間の保育士の給与を平均3%改善しています。
※平成24年の保育士給与との比較

- 加えて、公務員給与の見直しに合わせて、保育士の給与を改善。
※平成26年度 平均2%改善 ※平成26年の保育士給与との比較
※平成27年度 平均1.9%改善 ※平成27年の保育士給与との比較

職場復帰のための研修を開催し、保育士としての復帰をサポート！

- 保育士・保育所支援センターでは、プランクにより保育士として職場復帰に不安のある方を対象として、職場復帰のための保育実技研修などを行っています。

保育士・保育所支援センター
検索

保育所の勤務環境を改善し、保育士が働き続けられる職場に！

- 保育士の研修機会の確保や3歳児の保育における保育士の配置を厚くするための仕組みなど、職場環境の改善のための新たな取組を行っています。具体的には、次のような内容です。
- ・保育士が研修に参加しやすくなるため、保育士が研修に参加した場合の代償職員を雇う費用（雇上費用）を保育事業者に支給
※保育士1名につき2日分

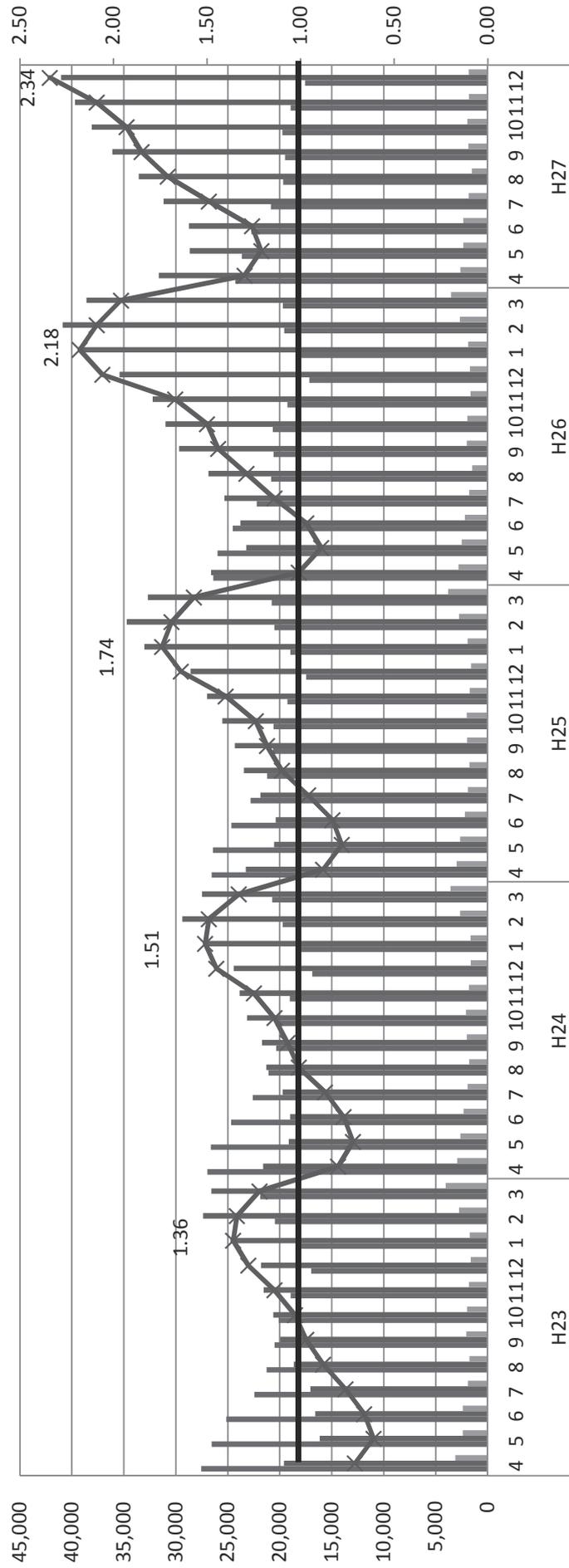
- ・3歳児の保育において、通常であれば子ども20人につき保育士が1人以上必要となるところ、子ども15人につき保育士1人以上配置した場合、保育所の運営費用に加算して支給

未就学児のいる保育士等の職場復帰を強力に後押し！

- 保育士として職場復帰する際に、再就職準備金の貸付や未就学児がいる場合の保育料の一部貸付をはじめます。（いずれも2年間の勤務で返済を免除）
- 保育士の業務負担を軽減するため、保育所でのICT（情報通信技術）の活用による書類作成業務の省力化や、保育補助者の雇用の支援します。

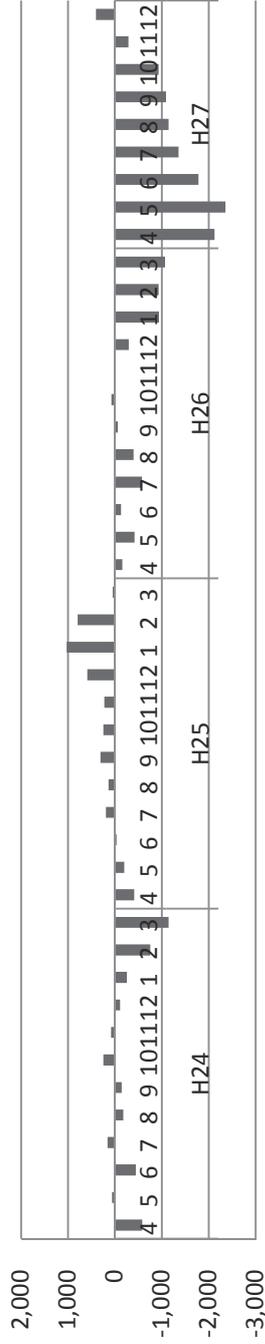
保育分野における人材不足の現状①

- 保育士の有効求人倍率は、毎年1月頃がピークとなっており、平成26年12月～平成27年2月では2倍を超え、年々高くなる傾向。
- 平成27年12月には、保育士の有効求人倍率は2.34倍となっており、今後も例年より高い水準となることが見込まれる。



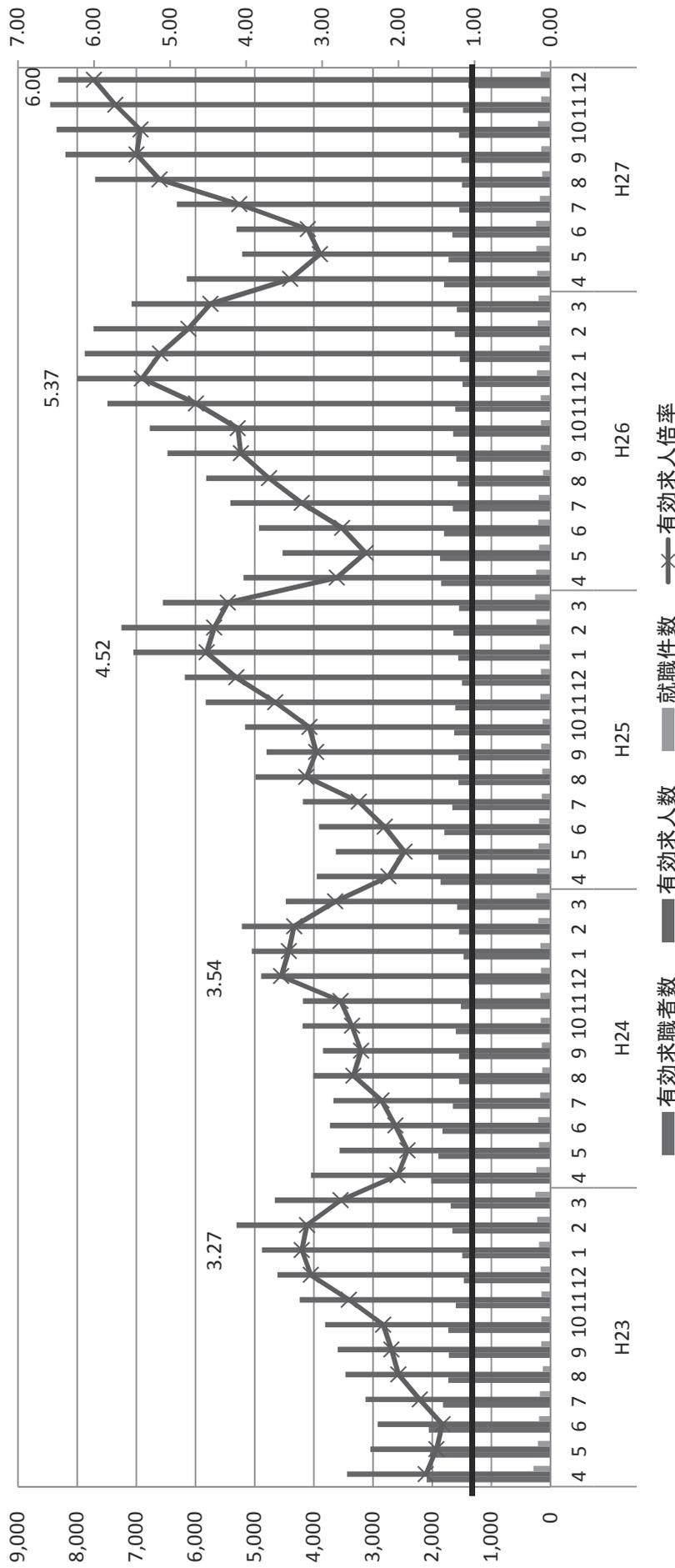
有効求職者数の対前年増減数(全国)

(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(職業安定局)
 ※各年度において最も有効求人倍率の高かった数値を記載



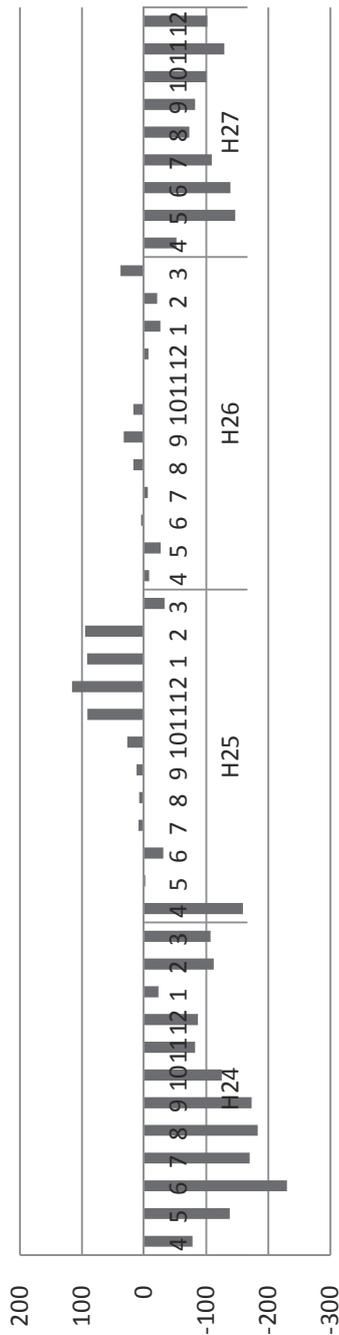
保育士の求人・求職の状況（東京都）

○ 東京都は、全国で最も保育士の有効求人倍率が高く、平成26年12月～平成27年1月、平成27年8～12月は5倍を超える状況。



有効求職者数の対前年増減数(東京都)

(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(職業安定局)
※各年度において最も有効求人倍率の高かった数値を記載



平成26年及び平成27年における各都道府県別有効求人倍率等の比較（各年12月時点）

平成26年12月時点

	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規 求人数	有効 求人数	有効 求人倍率
全国	3,782	17,167	13,940	35,406	2.06
北海道	225	900	324	1,129	1.25
青森	54	226	88	248	1.10
岩手	52	189	130	301	1.59
宮城	95	421	339	768	1.82
秋田	37	150	86	180	1.20
山形	43	167	103	241	1.44
福島	67	231	215	430	1.86
茨城	76	335	273	632	1.89
栃木	85	293	228	620	2.12
群馬	69	327	67	215	0.66
埼玉	182	831	1,097	2,532	3.05
千葉	144	652	367	1,003	1.54
東京	350	1,489	2,921	7,999	5.37
神奈川	187	877	1,026	2,657	3.03
新潟	57	310	208	498	1.61
富山	24	133	73	186	1.40
石川	27	122	88	296	2.43
福井	20	103	167	280	2.72
山梨	28	118	47	84	0.71
長野	58	284	78	258	0.91
岐阜	52	278	151	353	1.27
静岡	81	379	295	699	1.84
愛知	147	819	472	1,214	1.48
三重	29	168	135	333	1.98
滋賀	43	210	739	962	4.58
京都	99	431	238	616	1.43
大阪	236	1,161	1,159	2,791	2.40
兵庫	159	795	432	1,167	1.47
奈良	43	182	51	191	1.05
和歌山	21	102	87	188	1.84
鳥取	25	79	77	193	2.44
島根	24	118	38	168	1.42
岡山	37	279	104	340	1.22
広島	89	442	318	1,200	2.71
山口	50	212	94	205	0.97
徳島	21	108	49	206	1.91
香川	31	131	69	175	1.34
愛媛	41	212	171	296	1.40
高知	35	110	77	178	1.62
福岡	159	818	373	1,061	1.30
佐賀	210	210	128	206	0.98
長崎	60	250	114	259	1.04
熊本	77	369	145	414	1.12
大分	45	204	89	217	1.06
宮崎	62	235	110	328	1.40
鹿児島	104	435	156	437	1.00
沖縄	62	272	144	452	1.66

出典：職業安定業務統計

平成27年12月時点

	新規求職 申込件数	有効 求職者数	新規 求人数	有効 求人数	有効 求人倍率
全国	4,149	17,569	14,310	41,032	2.84
北海道	235	961	484	1,356	1.41
青森	54	208	106	380	1.83
岩手	64	234	144	446	1.91
宮城	104	410	352	885	2.16
秋田	57	143	101	244	1.71
山形	45	171	95	276	1.61
福島	73	260	189	433	1.67
茨城	88	315	227	707	2.24
栃木	80	296	279	790	2.67
群馬	64	304	120	276	0.91
埼玉	155	811	1,374	3,110	3.83
千葉	147	642	502	1,483	2.31
東京	311	1,387	2,469	8,317	6.00
神奈川	197	913	1,058	3,072	3.36
新潟	83	339	171	553	1.63
富山	26	114	65	256	2.25
石川	36	138	71	246	1.78
福井	28	86	217	336	3.91
山梨	33	140	99	203	1.45
長野	69	294	138	396	1.35
岐阜	83	299	130	354	1.18
静岡	115	441	197	751	1.70
愛知	186	895	479	1,201	1.34
三重	41	161	74	296	1.84
滋賀	106	309	300	692	2.24
京都	100	426	240	707	1.66
大阪	240	1,179	1,086	3,024	2.56
兵庫	147	775	411	1,313	1.69
奈良	38	182	94	342	1.88
和歌山	35	130	227	446	3.43
鳥取	22	110	176	382	3.47
島根	31	121	46	197	1.63
岡山	64	297	136	463	1.56
広島	98	406	517	1,531	3.77
山口	61	260	91	256	0.98
徳島	33	111	88	235	2.12
香川	27	146	190	328	2.25
愛媛	61	212	83	301	1.42
高知	54	156	85	196	1.26
福岡	174	833	428	1,308	1.57
佐賀	64	209	127	283	1.35
長崎	60	254	85	336	1.32
熊本	84	354	199	540	1.53
大分	61	217	105	329	1.52
宮崎	37	189	102	370	1.96
鹿児島	104	425	180	537	1.26
沖縄	74	306	173	549	1.79

保育士・保育所支援センターについて

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【主な業務】

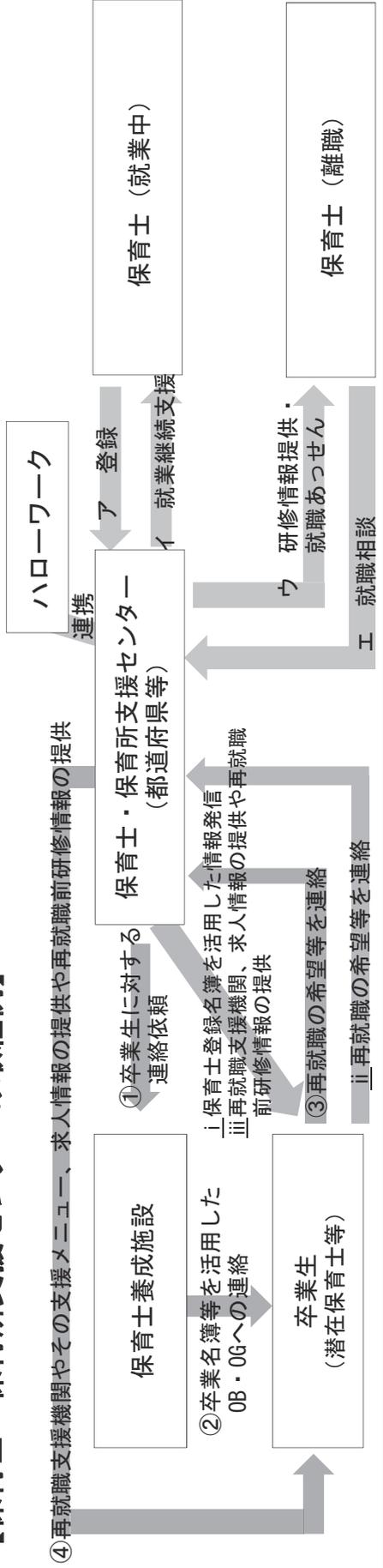
- ・ 対潜在保育士：再就職に関する相談・就職あっせん、潜在保育士の掘り起こし（保育士登録名簿を活用した情報発信等）
- ・ 対保育所：潜在保育士の活用方法（シフト、求人条件、マッチング等）に関する助言
- ・ 対保育士：保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職場体験など）
- ・ 人材バンク機能等の活用：保育所への就職・離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、①就業継続支援、②離職後の再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）等を継続的に行うことのできる仕組みを構築

【設置状況】

35都府県（45か所）設置（H27.9現在）

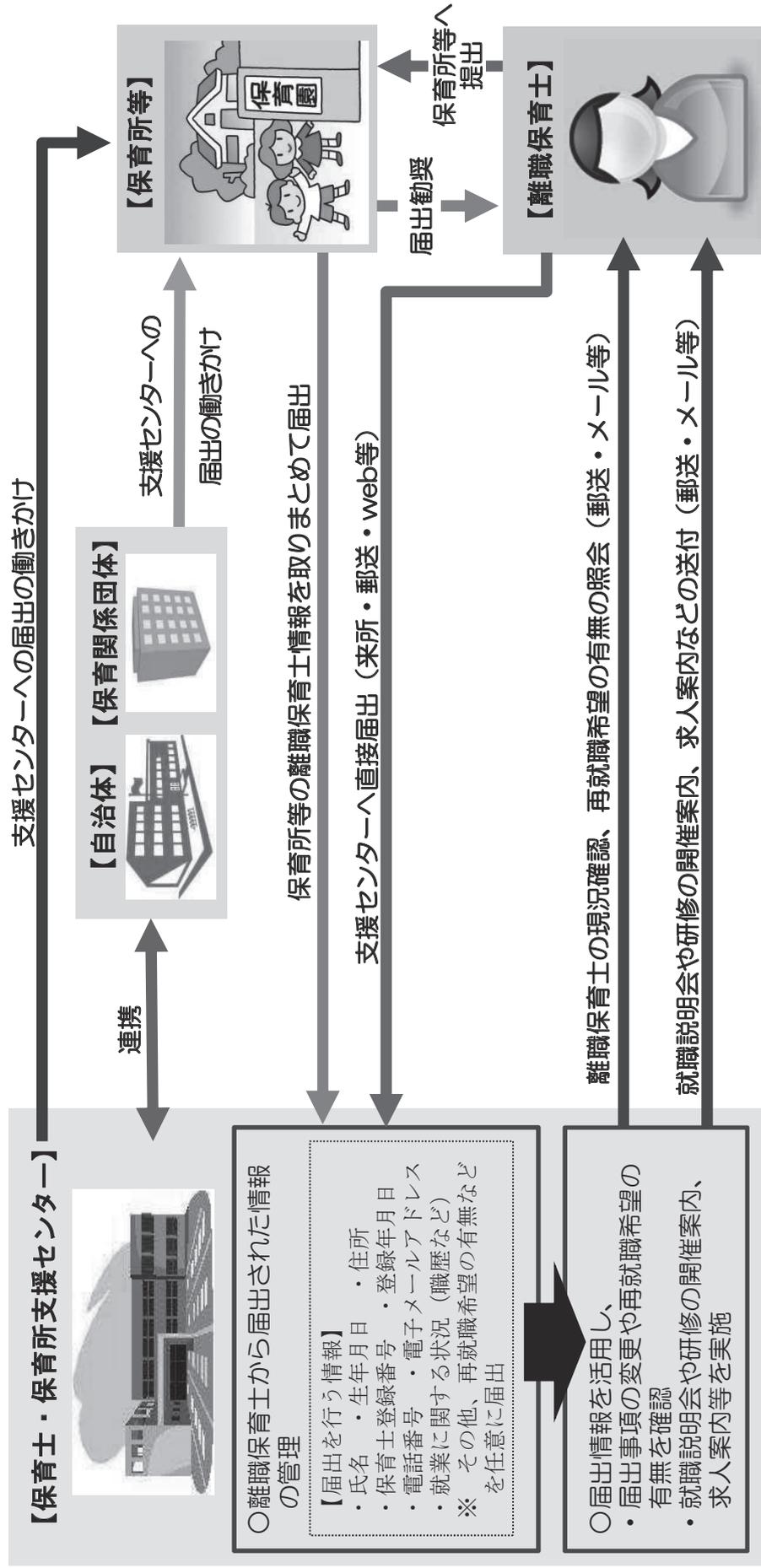
※都道府県・指定都市・中核市が直営又は民間団体等に委託して実施

【保育士・保育所支援センターの取組例】



保育所等を離職した保育士に対する保育士・保育所支援センターへの届出勸奨について

- 保育士・保育所支援センターは、保育士確保政策の一つとして、潜在保育士への就職支援や保育所等に勤務する保育士・保育士資格取得希望者からの相談等を行うとともに、復職前の実技研修を実施することで潜在保育士の再就職を支援することを目的として、都道府県・指定都市・中核市が設置している。
- 更なる保育士確保の推進を図るため、自治体や保育関係団体との連携の下、離職保育士（保育所等を離職した保育士）が各種情報（氏名・住所・連絡先など）を保育士・保育所支援センターに届出することで、離職保育士の現況や再就職希望の有無の把握、研修案内・求人案内などの情報提供により、再就職に向けきめ細かな支援を行う。



ハローワークにおける保育士マッチング強化プロジェクト

ハローワークにおける重点取組

ハローワークにおいて、求人・求職者の双方に対し保育士人材確保のために重点的な取組を実施

- 1 未充足求人に対するフォローアップの徹底（対求人事業所）**
求人受理後一定期間が経過するも未充足の保育士求人について、ハローワークが求人事業所である保育所を訪問し、求職者のニーズを踏まえた求人条件等への見直しに向けた相談・援助を実施。
- 2 保育士としての就業意欲を喚起する求人情報等の提供（対求職者）**
 - 保育士求人への応募検討の契機となるよう、保育士としての就業意欲を喚起するため、研修等の開催スケジュール・内容や保育士求人に関する最新動向についての情報、地域の保育事情等を踏まえたパンフレット等を求職者へ積極的に提供。
 - 保育士の実情や魅力等を発信する機会として、保育所見学会や説明会の定期的な開催。
- 3 保育所のニーズを踏まえた求人充足支援**
 - 小規模な面接会から複数の保育所による合同面接会といった大規模なものまで、求人充足に向けた効果的な方法を保育所個々のニーズを踏まえ検討し、実施。
 - 求人条件等からみて、地域の保育士資格を所持している求職者では求人が充足しない場合には、他地域の労働局・ハローワークと連携し、同一労働市場圏広域マッチングを展開。

ハローワークと都道府県・市区町村の連携強化

職業紹介を行うハローワークと保育所の整備を実施する都道府県・市区町村の連携強化

- 1 連携により保育士確保が困難な地域を重点的実施地域として取組**
都道府県・市区町村が保有する保育所整備予定地域や定員増加地域の情報（ハコの情報）に基づき、特に保育士の確保が必要な地域において、ハローワークが保育所整備等と連携しつつ、保育士のマッチングを重点的に実施。
- 2 都道府県・市区町村が実施している研修等の情報をハローワークに提供し、求職者に対する情報発信を強化**
都道府県・市区町村が、保育士資格を持つている者を対象として自らが主催している研修等に関する情報をハローワークに提供する体制を整え、ハローワークにおいて研修等情報が必要としている保育士資格を持つ求職者に対する確に情報を提供し、研修等への参加を勧奨。
- 3 保育士としての勤務に結びつくセミナーの開催**
 - 労働局・ハローワークや都道府県・市区町村が実施する就職支援セミナー等再就職のための各種イベントの開催に当たって相互に連携して、地域における保育所整備等に関する情報や最新の保育士の実情、保育士求人に関する最新動向等を同時に説明する機会を積極的に設定。
 - ハローワークにおいて、事業主（保育所）向けセミナーを開催するなどにより、保育士が応募しやすい求人条件などの求人・求職の最新動向やマッチングの好事例について情報提供する。また、セミナーは、都道府県（保育士・保育所支援センター等）が実施する保育所の管理者に対する雇用管理の研修と連携して開催することで、人材確保と定着を支援する。
- 4 ハローワークと保育士・保育所支援センター等における求職者の共同支援**
ハローワークの保育士資格を持つている求職者のうち、「保育」に対する責任の重さや保護者との関係等保育士ならではの悩みによって保育士としての就業を希望しない又は保育士としての就業経験がない者等を、ハローワークと保育士に対する専門性（保育の仕方や方針等）を活かした職業相談等を行う保育士・保育所支援センターにおいて共同で支援することで、求職者が抱える課題を解決。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案 新旧対照表

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準</p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、</p>	<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条ただし書（入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項（第三十条第一項において準用する場合を含む。）及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十八条の三、<u>附則第九十条並びに附則第九十四条第三項から第六項までの規定による基準</u></p> <p>二～四 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第二十二條の二 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、</p>

厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一〇三 (略)

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号、第八十二条第三号、第九十四条及び第九十六条を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
イ〇ハ (略)

2〇4

附則

(保育所の職員配置に係る特例)

第九十四条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項

厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならぬ。

一 医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 乳児院の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。第二十七条の二第一項第四号、第二十八条第一号、第三十八条第二項第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号を除き、以下同じ。）が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2〇4 (略)

附則

第九十四条 削除

の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第三十三条第二項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が一人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事(指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては中核市の市長とする。)が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

第九十五条 前条の事情に鑑み、当分の間、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第九十六条 第九十四条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に應じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事(指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。)が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に應じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九十七条 前二条の規定を適用する時は、保育士(法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第五十一号)附則第二項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前二条の規

(新設)

(新設)

(新設)

規定の適用がないとした場合の第三十三条第二項により算定されるものをいう。)の三分の二以上、常時置かなければならない。

改正案	現行
<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条、第四十七条及び附則第六条から第九条までの規定による基準</p> <p>二・三（略）</p> <p>附則</p> <p>（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p> <p>第六条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となる時は、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育</p>	<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条及び第四十七条の規定による基準</p> <p>二・三（略）</p> <p>附則</p> <p>（新設）</p>

士の数が一人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を置かなければならない。

第七条 前条の事情に鑑み、当分の間、第二十九条第二項又は第四十条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第八条 附則第六条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第二十九条第二項又は第四十条第二項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九条 前二条の規定を適用する時は、保育士（法第十八条の第十八条第一項の登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九条第二項又は第四十条第二項により算定されるものをいう。）の三分の二以上、常時置かなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

指定保育士養成施設の指定等に関する都道府県への権限移譲について

【概要】

第4次一括法第10条により、都道府県に権限移譲することとされている、指定保育士養成施設の指定等については、その移譲時期を「子ども・子育て支援法の施行の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」としている。

子ども・子育て支援法が本年4月1日に施行されたことに伴い、指定保育士養成施設の指定等について、権限移譲に向けて、その移譲日を政令で定めるとともに、当該権限の移譲を円滑に進める。

【権限移譲の時期】

平成28年3月31日

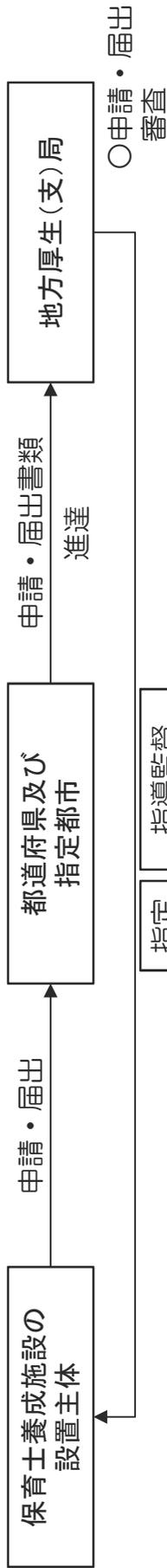
【移譲する内容】

指定保育士養成施設への指定及び監督に関する事項（下記表を参照）

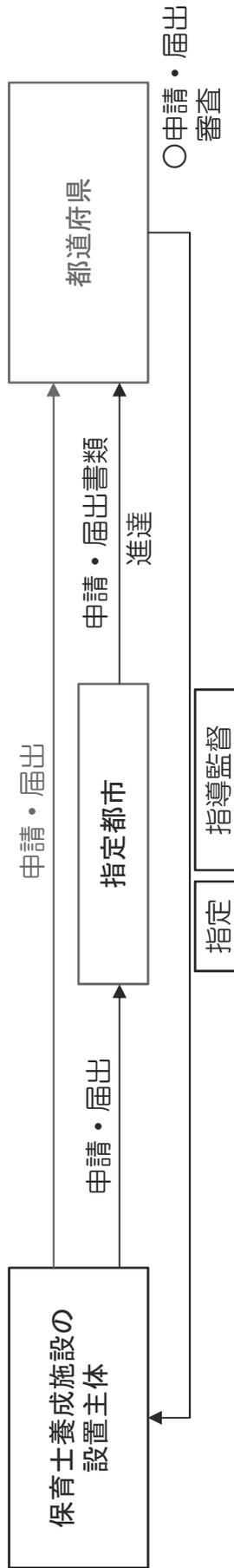
移譲する業務内容	根拠条文
①指定保育士養成施設の指定に関する業務	児童福祉法第18条の6第1号 児童福祉法施行令第5条第1項及び第2項 児童福祉法施行規則第6条の3第1項
②指定保育士養成施設に係る各種変更承認に関する業務	児童福祉法施行令第5条第3項 児童福祉法施行規則第6条の3第2項
③指定保育士養成施設に係る各種変更届出の受理に関する業務	児童福祉法施行令第5条第4項 児童福祉法施行規則第6条の3第3項
④指定保育士養成施設に係る事業報告の受理	児童福祉法施行令第5条第5項 児童福祉法施行規則第6条の4
⑤指定保育士養成施設に係る報告徴収及び指導に関する業務	児童福祉法第18条の7
⑥指定保育士養成施設に係る指定の取消に関する業務	児童福祉法施行令第5条第6項
⑦指定保育士養成施設に係る指定の取消承認に関する業務	児童福祉法施行令第5条第7項 児童福祉法施行規則第6条の5

【移譲する業務の流れ】

(権限移譲前)



(権限移譲後)



【権限移譲に向けた今後のスケジュール等】

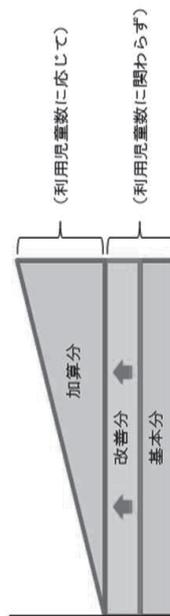
1月	政令公布(3日)		
2月	業務マニュアルの送付(2月中旬)	地方厚生局との事務引継	
3月			権限移譲(31日)
4月			都道府県において業務実施

病児保育事業について

	① 病児対応型・病後児対応型	② 体調不良児対応型	③ 非施設型（訪問型）
事業内容	地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業	保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業	地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に保育する事業 ※平成23年度から実施
対象児童	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから（病後児の場合は、病気の回復期であり）、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた乳幼児又は小学校に就学している児童	事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童	病児及び病後児
実施主体	市町村（特別区を含む）（市町村が認めた者へ委託等も可）		
実施要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等：利用児童おおむね10人につき1名以上配置 保育士：利用児童おおむね3人につき1名以上配置 ■ 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師等を常時1名以上配置（預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度） ■ 保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所 等 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 預かる病児の人数は、一定の研修を修了した看護師等、保育士、家庭的保育者のいずれか1名に対して、1名程度とすること 等
交付実績（H26年度）	1,271か所 <small>（病児対応型698か所、病後児対応型573か所）</small> （延べ利用児童数 約57万人）	563か所	5か所
補助率	国 1 / 3 都道府県 1 / 3 市町村 1 / 3		

○ 質の改善（平成27年度～）

- ① 病児対応型、病後児対応型について、基本分補助単価の改善（利用児童の多い・少ないに関わらず助成する単価の改善）を行う。



* 1施設当たり年額（病児対応型の場合）

(1) 基本分 2,417千円

(2) 改善分 2,417千円

- ② 体調不良児対応型について、看護師等2名以上配置としている実施要件を、看護師等1名以上の配置で実施できるよう改善を行う。

平成27年12月28日
事務連絡

都道府県
各指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）の職員配置について

児童福祉行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、病児保育事業の実施に当たっては、「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「病児保育事業実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）により、実施方法等についてお示しているところ

です。
このうち、「病児対応型」及び「病後児対応型」の職員配置についても、実施要綱に規定しております。^{(*)1} その事業実施にあたっては、事故防止及び衛生面に十分配慮いただいた上で、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、職員の配置について柔軟な対応が可能となっております^{(*)2} ので、改めて周知致します。^{(*)3}

また、子ども・子育て支援交付金により、事業実施に必要な経費の一部を補助しているところですが、上記のような対応を取った場合には、職員の勤務実態等に応じた対象経費の範囲を定めるなど、適切な運営、補助金の執行等にご留意下さいますようお願い致します。

なお、各都道府県担当者におかれましては、管内市（区）町村へのご周知方併せてお願い致します。

(*)1 「実施要綱（抜粋）」

職員の配置

病（後）児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師、又は助産師（看護師等）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病（後）児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

(*)2 具体的な事例及び要件は以下のとおり。

【利用児童がいる場合】

看護師等の常駐を原則とする。ただし、以下の要件を満たし、利用児童にとって安心かつ安全な体制が確保されている場合には、看護師等の常駐を要件としないことができる。

- ・病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよう、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。
- ・病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所が近接していること。

・看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

- ・看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

【利用児童がいない場合】

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としない。

(*)3 実施要綱についても、平成28年度当初の次回改正時にあわせて本内容について明記する改正を行う予定。

※ 本事務連絡は、『平成27年の地方からの提案等に関する対応方針』（平成27年12月22日閣議決定）に基づき周知するものです。

『平成27年の地方からの提案等に関する対応方針』（平成27年12月22日閣議決定）【抜粋】

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(21) 子ども・子育て支援法（平24法65）（内閣府と共管）

病児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、柔軟な対応が可能であることを地方公共団体に平成27年中に通知し、あわせて、「病児保育事業実施要綱」（平成27年厚生労働省雇用均等・児童家庭局）を平成28年4月を目途に改正する。

夜間保育の概要

1. 事業の目的・内容

- 保護者の就労形態の多様化に鑑み、保育を必要とする子どもを対象に、午前11時頃から午後10時頃までの概ね11時間開所する保育所等に対し、「子どものための教育・保育給付費負担金」のうち、「夜間保育加算」として給付する。
※上記の前後の時間については、延長保育事業にて対応。

2. 予算額等

- 予算額
 <平成26年度>
 ・保育所運営費：458,111百万円
 ・夜間保育推進事業：174百万円
 〳
 <平成27年度>
 ・子どものための教育・保育給付費負担金 592,991百万円の内数
- 夜間保育所数：85か所（うち24時間開所：4か所）、定員3,162人（平成26年4月1日現在）

3. 実施主体及び実施要件

（加算の要件）

- 【実施主体】「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、又は加算要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する認定子ども園（保育所型認定こども園を除く）、事業所。
- 【定員】20人以上
- 【職員】・保育士等については、児童福祉施設設備運営基準等に定めるところにより所定の数を配置すること。
 ・施設長は、保育士（認定子ども園（保育所型認定こども園を除く）にあつては、幼稚園教諭又は保育士）の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができるものを配置するよう努めること。
- 【設備等】・仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。
 ・夜間保育所単独設置可。
 ・昼間保育所等に併設する場合には、管理部門等について運営に支障が生じない範囲内で共用も可能。

○ 夜間保育ニーズの状況(保育課調べ:平成27年4月1日現在)

	夜間の保育 ニーズのある 申込児童数	施設等を利用 している者	うち、施設等 が夜間の保育 ニーズに合致 していない者	施設等を利用 していない者
北海道	63	63	0	0
青森県	30	30	0	0
岩手県	1	1	0	0
宮城県	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0
茨城県	27	27	7	0
栃木県	0	0	0	0
群馬県	40	40	0	0
埼玉県	38	38	1	0
千葉県	11	11	0	0
東京都	93	86	24	7
神奈川県	39	38	0	0
新潟県	0	0	0	0
富山県	5	5	0	0
石川県	22	22	0	0
福井県	15	15	0	0
山梨県	5	5	0	0
長野県	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0
静岡県	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0
滋賀県	26	26	0	0
京都府	7	7	0	0
大阪府	33	33	1	0
兵庫県	0	0	0	0
奈良県	5	5	0	0
和歌山県	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0
島根県	80	80	0	0
岡山県	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0
山口県	17	17	17	0
徳島県	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0
愛媛県	1	1	0	0
高知県	0	0	0	0
福岡県	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0
長崎県	89	89	0	0
熊本県	24	24	10	0
大分県	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0
沖縄県	34	34	12	0
小計①	705	697	72	7

(人)

	夜間の保育 ニーズのある 申込児童数	施設等を利用 している者	うち、施設等 が夜間の保育 ニーズに合致 していない者	施設等を利用 していない者
札幌市	57	53	3	4
仙台市	33	32	30	1
さいたま市	2	2	0	0
千葉市	0	0	0	0
横浜市	0	0	0	0
川崎市	61	61	26	0
相模原市	28	28	0	0
新潟市	14	14	0	0
静岡市	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0
名古屋市	87	87	4	0
京都市	178	178	0	0
大阪市	137	134	6	0
堺市	3	3	0	0
神戸市	0	0	0	0
岡山市	6	6	0	0
広島市	0	0	0	0
北九州市	43	43	0	0
福岡市	52	45	1	0
熊本市	0	0	0	0
旭川市	3	3	1	0
函館市	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0
秋田市	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0
宇都宮市	55	55	0	0
前橋市	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0
川越市	0	0	0	0
越谷市	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0
八王子市	106	105	105	1
横須賀市	0	0	0	0
富山市	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0
長野市	8	8	0	0
岐阜市	0	0	0	0
豊橋市	0	0	0	0
豊田市	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0
枚方市	42	41	0	1
姫路市	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0
尼崎市	2	2	0	0
奈良市	5	5	1	0
和歌山市	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0
福山市	95	95	0	0
下関市	0	0	0	0
高松市	29	29	0	0
松山市	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0
大分市	20	13	13	7
宮崎市	36	36	0	0
鹿児島市	0	0	0	0
那覇市	21	20	0	1
小計②	1,123	1,098	190	15
合計(①+②)	1,828	1,795	262	22

一時預かり事業について

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業

	① 一般型	② 幼稚園型	③ 余裕活用型	④ 居宅訪問型	⑤ 地域密着II型
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託可)				
対象児童	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	主として幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育期間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児	以下の要件に該当する者 ▼障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合 ▼ひとり親家庭等で、保護者が一時的に夜間及び深夜の就労等を行う場合 ▼離島その他の地域において、保護者が一時的に就労等を行う場合	乳幼児
実施場所	保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など	幼稚園又は認定こども園	保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、利用児童数が定員に満たない場合	利用児童の居宅	地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など
実施要件	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設備基準</p> <p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に定める保育所の基準に準じて行う。</p> </div> <p>職員配置</p> <p>乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士等を1/2以上。保育士等以外の保育従事者等は研修を修了した者。保育従事者等の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員による支援を受けられる場合には、保育士等1人とすることができ。※一般型については、1日当たり平均利用児童数が3人以下の場合には、家庭的保育者を保育士とみなすことができる。</p>				
実施か所数 (平成26年度)	8,594か所	(※ 平成27年度創設)	179か所	(※ 平成27年度創設)	(※ 一般型の内数)

平成26年度特別保育実施状況(都道府県・指定都市・中核市別)

①延長保育促進事業(保育課調べ)

都道府県	実施か所数		合計
	公立	私立	
北海道	79	156	235
青森県	4	320	324
岩手県	64	141	205
宮城県	78	85	163
秋田県	62	100	162
山形県	69	122	191
福島県	61	95	156
茨城県	120	334	454
栃木県	78	129	207
群馬県	20	173	193
埼玉県	252	477	729
千葉県	236	249	485
東京都	752	1,092	1,844
神奈川県	87	214	301
新潟県	182	144	326
富山県	66	84	150
石川県	84	102	186
福井県	83	122	205
山梨県	58	87	145
長野県	183	69	252
岐阜県	89	124	213
静岡県	65	176	241
愛知県	273	133	406
三重県	46	134	180
滋賀県	50	110	160
京都府	72	91	163
大阪府	153	373	526
兵庫県	91	251	342
奈良県	59	74	133
和歌山県	50	35	85
鳥取県	71	71	142
島根県	37	184	221
岡山県	72	73	145
広島県	62	107	169
山口県	54	133	187
徳島県	46	84	130
香川県	15	40	55
愛媛県	32	55	87
高知県	2	30	32
福岡県	72	304	376
佐賀県	32	182	214
長崎県	17	276	293
熊本県	53	309	362
大分県	15	127	142
宮崎県	26	173	199
鹿児島県	20	252	272
沖縄県	49	238	287
小計①	4,241	8,434	12,675

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公立	私立	
札幌市	24	218	242
仙台市	46	96	142
さいたま市	61	90	151
千葉市	57	71	128
横浜市	52	501	553
川崎市	67	175	242
相模原市	19	66	85
新潟市	58	127	185
静岡市	23	47	70
浜松市	20	67	87
名古屋市	91	194	285
京都市	13	182	195
大阪市	34	232	266
堺市	20	111	131
神戸市	59	155	214
岡山市	23	67	90
広島市	36	99	135
北九州市	20	129	149
福岡市	9	191	200
熊本市	22	132	154
旭川市	3	22	25
函館市	5	28	33
青森市	0	85	85
盛岡市	13	49	62
秋田市	9	47	56
郡山市	18	14	32
いわき市	0	27	27
宇都宮市	10	69	79
前橋市	2	41	43
高崎市	3	42	45
川崎市	20	23	43
柏市	23	29	52
船橋市	17	49	66
横須賀市	11	30	41
富山市	24	45	69
金沢市	13	96	109
長野市	9	44	53
岐阜市	3	26	29
豊橋市	0	25	25
岡崎市	19	17	36
豊田市	18	14	32
大津市	15	45	60
豊中市	19	39	58
高槻市	14	34	48
東大阪市	13	52	65
枚方市	14	41	55
西宮市	23	35	58
姫路市	15	51	66
尼崎市	25	56	81
奈良市	0	25	25
和歌山市	0	37	37
倉敷市	10	70	80
福山市	56	57	113
下関市	8	27	35
高松市	24	38	62
松山市	22	39	61
高知市	17	39	56
久留米市	0	58	58
長崎市	2	85	87
大分市	12	49	61
宮崎市	6	107	113
鹿児島市	11	105	116
那覇市	6	63	69
小計②	1,286	4,924	6,210
合計(①+②)	5,527	13,358	18,885

② 休日保育事業（平成26年度国庫補助事業の交付決定ベース）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	5	14	19
青森県	1	100	101
岩手県	1	31	32
宮城県	0	2	2
秋田県	4	15	19
山形県	1	16	17
福島県	0	4	4
茨城県	1	61	62
栃木県	4	20	24
群馬県	1	14	15
埼玉県	0	23	23
千葉県	3	20	23
東京都	4	61	65
神奈川県	2	13	15
新潟県	3	18	21
富山県	4	31	35
石川県	5	27	32
福井県	0	9	9
山梨県	0	2	2
長野県	16	5	21
岐阜県	1	5	6
静岡県	4	22	26
愛知県	8	20	28
三重県	3	10	13
滋賀県	2	13	15
京都府	1	7	8
大阪府	1	23	24
兵庫県	1	15	16
奈良県	0	4	4
和歌山県	1	3	4
鳥取県	4	5	9
島根県	2	28	30
岡山県	0	7	7
広島県	4	4	8
山口県	3	7	10
徳島県	0	5	5
香川県	2	3	5
愛媛県	0	7	7
高知県	0	1	1
福岡県	6	13	19
佐賀県	1	8	9
長崎県	0	35	35
熊本県	1	20	21
大分県	0	11	11
宮崎県	0	13	13
鹿児島県	0	14	14
沖縄県	0	3	3
小計①	100	792	892

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	3	2	5
仙台市	0	6	6
さいたま市	0	6	6
千葉市	0	5	5
横浜市	0	12	12
川崎市	0	6	6
相模原市	0	2	2
新潟市	0	10	10
静岡市	0	0	0
浜松市	0	2	2
名古屋市	3	13	16
京都市	1	6	7
大阪市	15	8	23
堺市	0	4	4
神戸市	0	2	2
岡山市	0	8	8
広島市	1	3	4
北九州市	0	7	7
福岡市	3	2	5
熊本市	0	1	1
旭川市	0	1	1
函館市	0	2	2
青森市	0	17	17
盛岡市	0	6	6
秋田市	0	6	6
郡山市	0	0	0
いわき市	1	2	3
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	3	3
高崎市	0	4	4
川崎市	0	0	0
柏市	0	2	2
船橋市	0	2	2
横須賀市	0	1	1
富山市	0	27	27
金沢市	0	7	7
長野市	1	1	2
岐阜市	1	0	1
豊橋市	2	0	2
岡崎市	0	0	0
豊田市	1	4	5
大津市	0	2	2
豊中市	1	0	1
高槻市	0	1	1
東大阪市	0	0	0
枚方市	0	1	1
西宮市	0	1	1
姫路市	0	2	2
尼崎市	0	1	1
奈良市	0	2	2
和歌山市	1	0	1
倉敷市	0	6	6
福山市	1	3	4
下関市	1	2	3
高松市	0	4	4
松山市	0	14	14
高知市	0	2	2
久留米市	0	3	3
長崎市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	23	23
鹿児島市	0	10	10
那覇市	0	1	1
小計②	36	269	305
合計((①)+②)	136	1,061	1,197

③ 病児・病後児保育事業(平成26年度国庫補助事業の交付決定ベース)

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	5	17	22
青森県	3	13	16
岩手県	8	33	41
宮城県	3	6	9
秋田県	7	21	28
山形県	6	31	37
福島県	0	14	14
茨城県	0	82	82
栃木県	3	43	46
群馬県	2	29	31
埼玉県	4	42	46
千葉県	12	57	69
東京都	5	140	145
神奈川県	1	15	16
新潟県	8	16	24
富山県	2	45	47
石川県	7	43	50
福井県	5	29	34
山梨県	2	22	24
長野県	7	14	21
岐阜県	3	15	18
静岡県	4	44	48
愛知県	6	23	29
三重県	2	8	10
滋賀県	5	8	13
京都府	6	26	32
大阪府	15	83	98
兵庫県	2	25	27
奈良県	1	21	22
和歌山県	2	7	9
鳥取県	5	8	13
島根県	4	22	26
岡山県	2	24	26
広島県	1	19	20
山口県	0	18	18
徳島県	0	21	21
香川県	5	6	11
愛媛県	0	9	9
高知県	1	3	4
福岡県	5	24	29
佐賀県	1	9	10
長崎県	0	29	29
熊本県	1	19	20
大分県	0	16	16
宮崎県	0	13	13
鹿児島県	0	20	20
沖縄県	1	12	13
小計①	162	1,244	1,406

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	5	5
仙台市	0	4	4
さいたま市	0	8	8
千葉市	0	8	8
横浜市	0	24	24
川崎市	0	4	4
相模原市	0	3	3
新潟市	1	7	8
静岡市	0	1	1
浜松市	0	4	4
名古屋市	0	13	13
京都市	0	7	7
大阪市	11	22	33
堺市	1	2	3
神戸市	0	14	14
岡山市	0	5	5
広島市	0	12	12
北九州市	0	11	11
福岡市	0	18	18
熊本市	0	8	8
旭川市	1	1	2
函館市	0	1	1
青森市	0	0	0
盛岡市	0	5	5
秋田市	0	10	10
郡山市	0	4	4
いわき市	0	3	3
宇都宮市	0	4	4
前橋市	0	11	11
高崎市	1	10	11
川崎市	0	4	4
柏市	0	1	1
船橋市	0	5	5
横須賀市	1	0	1
富山市	1	28	29
金沢市	0	10	10
長野市	0	1	1
岐阜市	0	5	5
豊橋市	0	1	1
岡崎市	1	1	2
豊田市	0	2	2
大津市	0	3	3
豊中市	20	3	23
高槻市	0	3	3
東大阪市	1	2	3
枚方市	13	13	26
西宮市	0	2	2
姫路市	0	4	4
尼崎市	0	2	2
奈良市	0	4	4
和歌山市	1	1	2
倉敷市	0	4	4
福山市	1	3	4
下関市	0	4	4
高松市	1	6	7
松山市	0	4	4
高知市	0	4	4
久留米市	0	3	3
長崎市	0	6	6
大分市	0	4	4
宮崎市	0	6	6
鹿児島市	0	7	7
那覇市	0	3	3
小計②	55	378	433
合計(①+②)	217	1,622	1,839

④ 一時預かり事業(平成26年度国庫補助事業の交付決定ベース)

都道府県	実施か所数		合計
	一般型	余裕活用品	
北海道	171	0	171
青森県	123	0	123
岩手県	137	0	137
宮城県	53	0	53
秋田県	93	0	93
山形県	106	3	109
福島県	74	3	77
茨城県	249	1	250
栃木県	95	0	95
群馬県	117	0	117
埼玉県	291	1	292
千葉県	242	15	257
東京都	471	69	540
神奈川県	146	0	146
新潟県	178	2	180
富山県	99	0	99
石川県	115	15	130
福井県	135	0	135
山梨県	34	0	34
長野県	148	1	149
岐阜県	143	0	143
静岡県	155	36	191
愛知県	193	0	193
三重県	78	0	78
滋賀県	54	0	54
京都府	86	0	86
大阪府	175	0	175
兵庫県	227	5	232
奈良県	57	0	57
和歌山県	18	0	18
鳥取県	55	0	55
島根県	65	0	65
岡山県	83	0	83
広島県	102	7	109
山口県	153	9	162
徳島県	45	6	51
香川県	26	0	26
愛媛県	44	0	44
高知県	20	0	20
福岡県	158	0	158
佐賀県	83	0	83
長崎県	92	1	93
熊本県	52	0	52
大分県	94	0	94
宮崎県	66	4	70
鹿児島県	84	0	84
沖縄県	42	0	42
小計①	5,527	178	5,705

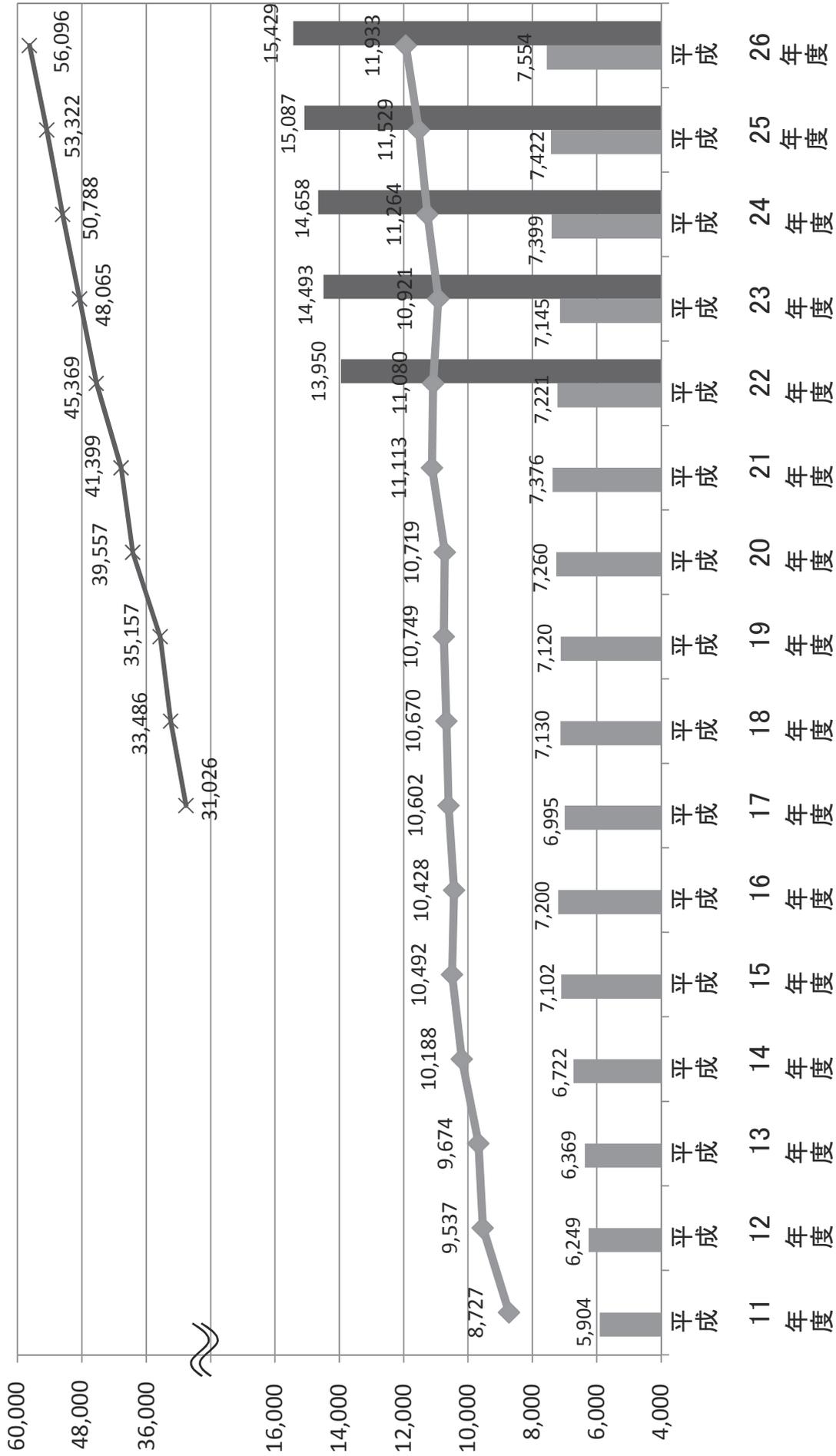
指定都市 中核市	実施か所数		合計
	一般型	余裕活用品	
札幌市	167	0	167
仙台市	45	0	45
さいたま市	56	0	56
千葉市	34	1	35
横浜市	485	0	485
川崎市	55	0	55
相模原市	65	0	65
新潟市	145	0	145
静岡市	61	0	61
浜松市	58	0	58
名古屋市	157	0	157
京都市	50	0	50
大阪市	71	0	71
堺市	91	0	91
神戸市	166	0	166
岡山市	67	0	67
広島市	74	0	74
北九州市	67	0	67
福岡市	37	0	37
熊本市	15	0	15
旭川市	11	0	11
函館市	28	0	28
青森市	53	0	53
盛岡市	15	0	15
秋田市	50	0	50
郡山市	8	0	8
いわき市	10	0	10
宇都宮市	20	0	20
前橋市	23	0	23
高崎市	14	0	14
川越市	18	0	18
柏市	24	0	24
船橋市	18	0	18
横須賀市	8	0	8
富山市	38	0	38
金沢市	97	0	97
長野市	11	0	11
岐阜市	25	0	25
豊橋市	3	0	3
岡崎市	17	0	17
豊田市	35	0	35
大津市	26	0	26
豊中市	52	0	52
高槻市	29	0	29
東大阪市	32	0	32
枚方市	14	0	14
西宮市	15	0	15
姫路市	33	0	33
尼崎市	30	0	30
奈良市	11	0	11
和歌山市	10	0	10
倉敷市	15	0	15
福山市	57	0	57
下関市	22	0	22
高松市	19	0	19
松山市	36	0	36
高知市	9	0	9
久留米市	13	0	13
長崎市	14	0	14
大分市	12	0	12
宮崎市	68	0	68
鹿児島市	34	0	34
那覇市	24	0	24
小計②	3,067	1	3,068
合計(①+②)	8,594	179	8,773

⑤ 夜間保育所の設置状況（保育課調べ：平成27年4月1日現在）

都道府県	実施か所数		合計
	公営	民営	
北海道	0	2	2
青森県	0	1	1
岩手県	0	0	0
宮城県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	0	0	0
福島県	0	0	0
茨城県	0	1	1
栃木県	0	0	0
群馬県	0	1	1
埼玉県	0	1	1
千葉県	0	1	1
東京都	0	3	3
神奈川県	0	6	6
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
石川県	0	1	1
福井県	0	1	1
山梨県	0	1	1
長野県	0	0	0
岐阜県	0	0	0
静岡県	0	0	0
愛知県	0	0	0
三重県	0	0	0
滋賀県	0	1	1
京都府	0	0	0
大阪府	0	3	3
兵庫県	0	0	0
奈良県	0	0	0
和歌山県	0	0	0
鳥取県	0	0	0
島根県	0	3	3
岡山県	0	0	0
広島県	0	0	0
山口県	0	0	0
徳島県	0	0	0
香川県	0	0	0
愛媛県	0	0	0
高知県	0	0	0
福岡県	0	0	0
佐賀県	0	0	0
長崎県	0	2	2
熊本県	0	3	3
大分県	0	0	0
宮崎県	0	0	0
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	2	2
小計①	0	33	33

指定都市 中核市	実施か所数		合計
	公営	民営	
札幌市	0	3	3
仙台市	0	0	0
さいたま市	0	0	0
千葉市	0	0	0
横浜市	0	1	1
川崎市	0	1	1
相模原市	0	1	1
新潟市	0	1	1
静岡市	0	0	0
浜松市	0	0	0
名古屋市	0	4	4
京都市	0	8	8
大阪市	0	7	7
堺市	0	1	1
神戸市	0	0	0
岡山市	0	1	1
広島市	0	0	0
北九州市	0	1	1
福岡市	0	2	2
熊本市	0	1	1
旭川市	0	1	1
函館市	0	0	0
青森市	0	0	0
盛岡市	0	0	0
秋田市	0	0	0
郡山市	0	0	0
いわき市	0	0	0
宇都宮市	0	1	1
前橋市	0	0	0
高崎市	0	0	0
川崎市	0	0	0
柏市	0	0	0
船橋市	0	0	0
横須賀市	0	0	0
富山市	0	0	0
金沢市	0	2	2
長野市	0	1	1
岐阜市	0	0	0
豊橋市	0	0	0
岡崎市	0	0	0
豊田市	0	0	0
大津市	0	1	1
豊中市	0	0	0
高槻市	0	0	0
東大阪市	0	0	0
枚方市	0	1	1
西宮市	0	0	0
姫路市	0	0	0
尼崎市	0	1	1
奈良市	0	1	1
和歌山市	0	0	0
倉敷市	0	1	1
福山市	0	2	2
下関市	0	0	0
高松市	0	1	1
松山市	0	1	1
高知市	0	0	0
久留米市	0	1	1
長崎市	0	0	0
大分市	0	0	0
宮崎市	0	1	1
鹿児島市	0	0	0
那覇市	0	1	1
小計②	0	49	49
合計(①+②)	0	82	82

保育所における障害児の受け入れ状況について (保育課調べ)



■ か所数(特別児童扶養手当対象) ■ か所数(軽度障害児含む) ◆ 特別児童扶養手当支給対象児童数 × 軽度障害児を含む実障害児数

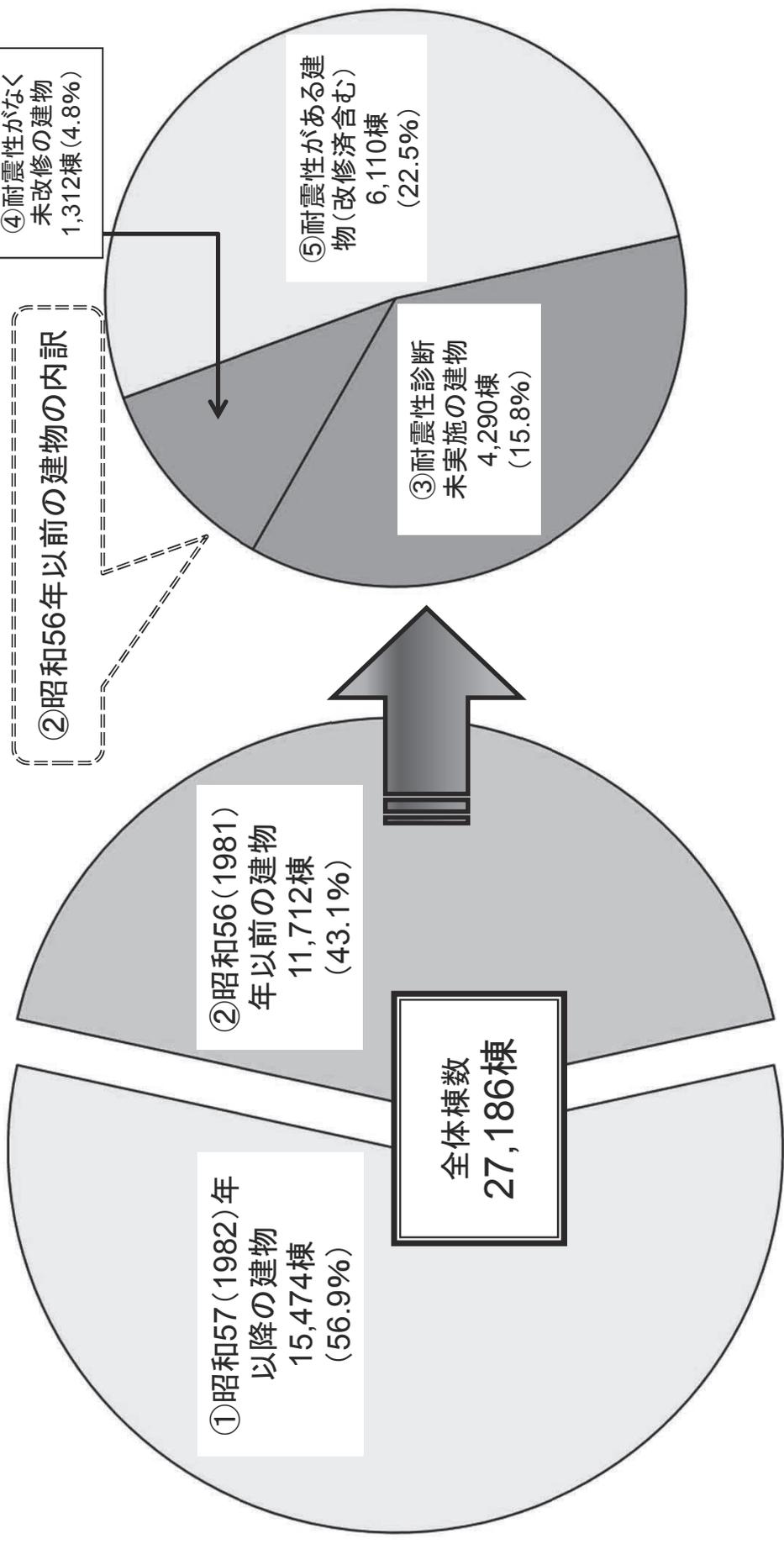
平成26年度 障害児保育実施状況（都道府県・指定都市・中核市別）

都道府県 政令指定都市 中核市	実障害児受入保育所数（A）						実障害児数（a）						備考
	うち特別児童扶養手当支給対象実障害児受入保育所数（B）						うち特別児童扶養手当支給対象実障害児数（b）						
	設置主体			設置主体			設置主体			設置主体			
	合計	公	私	合計	公	私	合計	1級	2級	合計	1級	2級	
北海道	333	185	148	240	136	104	1,113	407	102	305			
青森県	104	7	97	87	3	84	194	136	30	106			
岩手県	154	75	79	121	54	67	352	193	77	116			
宮城県	124	84	40	56	40	16	289	81	25	56			
秋田県	136	62	74	76	31	45	461	125	42	83			
山形県	143	71	72	95	51	44	312	149	33	116			
福島県	114	62	52	62	36	26	268	88	22	66			
茨城県	218	102	116	123	57	66	639	151	77	74			
栃木県	188	114	74	86	59	27	563	117	56	61			
群馬県	139	37	102	63	14	49	322	73	25	48			
埼玉県	466	270	196	223	131	92	1,225	297	122	175			
千葉県	306	181	125	146	104	42	1,070	204	80	124			
東京都	1,467	721	746	447	242	205	4,331	540	256	284			
神奈川県	196	75	121	84	38	46	519	102	36	66			
新潟県	366	255	111	183	125	58	1,622	251	76	175			
富山県	127	75	52	41	23	18	299	50	6	44			
石川県	162	88	74	69	33	36	541	89	30	59			
福井県	185	93	92	99	48	51	524	154	41	113			
山梨県	106	68	38	45	30	15	229	65	26	39			
長野県	387	328	59	238	209	29	1,826	377	76	301			
岐阜県	201	125	76	107	70	37	749	175	68	107			
静岡県	182	85	97	73	30	43	583	100	29	71			
愛知県	476	402	74	205	177	28	2,276	355	90	265			
三重県	270	172	98	147	104	43	1,255	283	106	177			
滋賀県	194	96	98	89	49	40	1,231	139	73	66			
京都府	181	102	79	126	72	54	1,190	303	69	234			
大阪府	463	169	294	208	106	102	2,574	352	105	247			
兵庫県	329	140	189	210	90	120	1,229	383	96	287			
奈良県	118	73	45	96	62	34	562	288	31	257			
和歌山県	93	74	19	32	28	4	740	45	16	29			
鳥取県	137	89	48	39	29	10	388	54	18	36			
島根県	127	42	85	106	31	75	226	170	45	125			
岡山県	152	99	53	25	16	9	715	32	12	20			
広島県	198	126	72	93	58	35	698	122	35	87			
山口県	141	60	81	73	32	41	628	105	35	70			
徳島県	98	67	31	43	29	14	392	60	25	35			
香川県	97	62	35	23	17	6	186	29	14	15			
愛媛県	154	108	46	87	61	26	620	131	38	93			
高知県	124	93	31	99	75	24	423	238	27	211			
福岡県	246	79	167	140	42	98	652	192	71	121			
佐賀県	105	31	74	76	20	56	238	106	55	51			
長崎県	143	26	117	115	22	93	324	152	67	85			
熊本県	260	60	200	130	29	101	683	208	60	148			
大分県	98	29	69	51	12	39	285	63	25	38			
宮崎県	104	24	80	57	6	51	204	66	28	38			
鹿児島県	131	12	119	73	8	65	241	96	41	55			
沖縄県	201	58	143	161	48	113	515	288	159	129			
小計①	10,444	5,456	4,988	5,268	2,787	2,481	36,506	8,184	2,676	5,508			

都道府県 政令指定都市 中核市	実障害児受入保育所数 (A)						実障害児数 (a)					備考
	合計	設置主体		合計	設置主体		合計	うち特別児童扶養手当支給対象実障害児数 (b)				
		公	私		公	私		合計	1級	2級		
		か所	か所		か所	か所			人	人	人	
札幌市	143	16	127	22	2	20	309	35	10	25		
仙台市	111	46	65	88	43	45	396	133	27	106		
さいたま市	100	61	39	38	31	7	266	51	22	29		
千葉市	94	56	38	60	41	19	223	73	29	44		
横浜市	329	80	249	165	55	110	826	268	59	209		
川崎市	128	49	79	65	25	40	235	72	23	49		
相模原市	65	25	40	26	6	20	375	49	16	33		
新潟市	150	87	63	67	43	24	973	88	27	61		
静岡市	78	44	34	19	12	7	426	29	12	17		
浜松市	81	22	59	35	10	25	535	46	4	42		
名古屋市	297	116	181	155	67	88	1,268	237	59	178		
京都市	230	23	207	35	11	24	1,508	167	46	121		
大阪市	300	118	182	217	97	120	1,432	471	128	343		
堺市	103	19	84	45	14	31	413	70	16	54		
神戸市	191	59	132	81	27	54	711	100	22	78		
岡山市	106	52	54	8	4	4	613	11	3	8		
広島市	129	74	55	17	14	3	303	20	6	14		
北九州市	113	25	88	67	19	48	349	98	57	41		
福岡市	156	8	148	85	6	79	427	116	32	84		
熊本市	106	22	84	9	4	5	356	16	8	8		
旭川市	26	3	23	18	3	15	104	26	4	22		
函館市	20	4	16	10	1	9	57	19	0	19		
青森市	23	0	23	10	0	10	38	11	6	5		
盛岡市	45	12	33	27	6	21	118	41	13	28		
秋田市	33	6	27	11	3	8	65	17	3	14		
郡山市	21	16	5	21	16	5	32	32	5	27		
いわき市	46	29	17	38	27	11	204	73	30	43		
宇都宮市	45	12	33	19	3	16	126	28	10	18		
前橋市	27	14	13	11	6	5	50	11	6	5		
高崎市	57	21	36	17	7	10	87	20	3	17		
川越市	26	20	6	14	14	0	79	19	8	11		
船橋市	39	24	15	18	14	4	127	21	13	8		
柏市	26	18	8	8	5	3	40	9	7	2		
横須賀市	18	5	13	0	0	0	24	0	0	0		
富山市	80	38	42	33	17	16	316	46	12	34		
金沢市	77	12	65	21	5	16	177	25	9	16		
長野市	51	33	18	23	12	11	352	27	4	23		
岐阜市	38	19	19	16	8	8	189	25	11	14		
豊橋市	42	4	38	14	2	12	196	17	3	14		
豊田市	34	25	9	24	19	5	34	34	10	24		
岡崎市	53	35	18	24	19	5	148	34	8	26		
大津市	58	14	44	21	7	14	263	40	19	21		
高槻市	36	13	23	10	5	5	100	11	0	11		
東大阪市	66	13	53	22	6	16	433	28	8	20		
豊中市	42	19	23	27	16	11	222	51	20	31		
枚方市	46	14	32	33	14	19	154	62	21	41		
姫路市	75	26	49	67	26	41	800	219	22	197		
西宮市	53	23	30	28	12	16	111	22	8	14		
尼崎市	58	25	33	24	12	12	141	35	6	29		
奈良市	36	17	19	23	11	12	99	42	5	37		
和歌山市	25	14	11	18	7	11	42	23	9	14		
倉敷市	72	22	50	23	12	11	448	28	9	19		
福山市	99	52	47	41	22	19	493	53	16	37		
下関市	43	21	22	23	13	10	375	38	14	24		
高松市	56	32	24	37	23	14	234	63	23	40		
松山市	32	19	13	14	7	7	115	16	5	11		
高知市	71	23	48	39	13	26	247	76	27	49		
久留米市	56	12	44	34	9	25	175	58	29	29		
長崎市	53	8	45	22	4	18	137	35	13	22		
大分市	30	10	20	21	9	12	66	27	9	18		
宮崎市	45	4	41	7	0	7	178	7	3	4		
鹿児島市	51	8	43	30	5	25	122	44	24	20		
那覇市	45	9	36	41	9	32	128	86	54	32		
小計②	4,985	1,750	3,235	2,286	960	1,326	19,590	3,749	1,115	2,634		
合計	15,429	7,206	8,223	7,554	3,747	3,807	56,096	11,933	3,791	8,142		

平成25年10月1日現在

平成25(2013)年 保育所の耐震化の状況



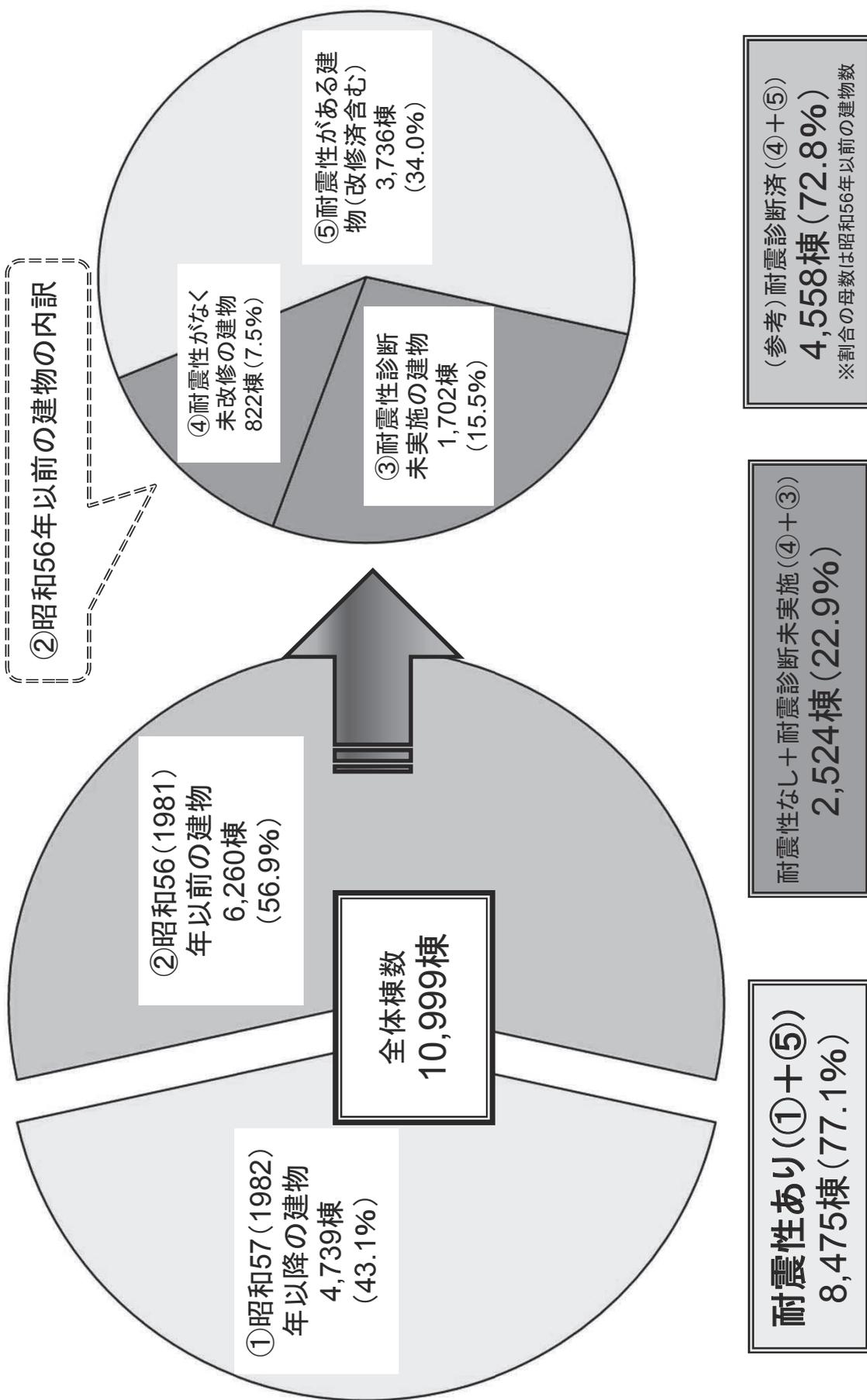
耐震性あり(①+⑤)
21,584棟 (79.4%)

耐震性なし+耐震診断未実施(④+③)
5,602棟 (20.6%)

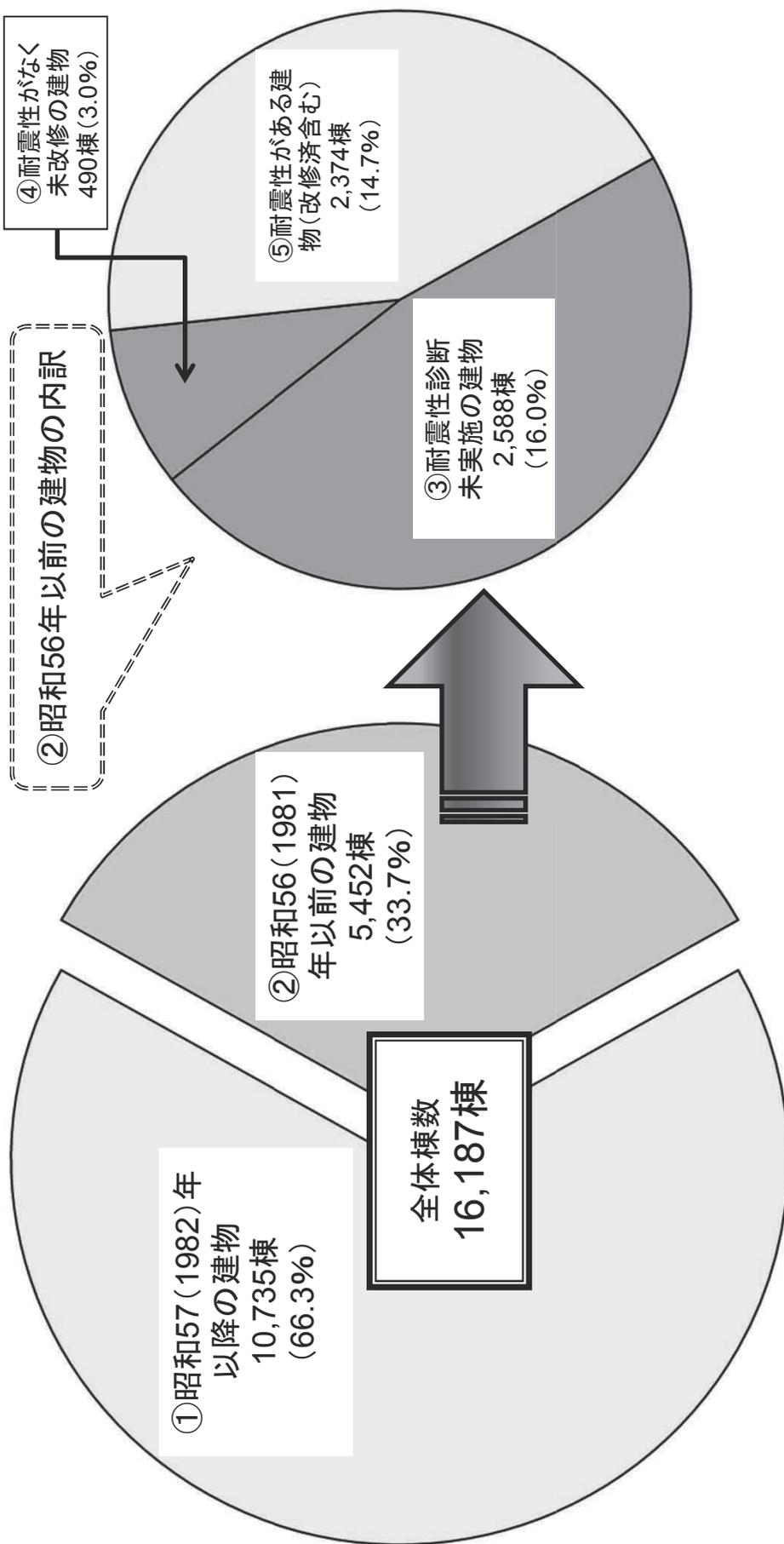
(参考)耐震診断済(④+⑤)
7,422棟 (63.4%)
※割合の母数は昭和56年以前の建物数

※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)

平成25(2013)年 公立保育所の耐震化の状況



平成25(2013)年 私立保育所の耐震化の状況



耐震性あり(①+⑤)
13,109棟 (81.0%)

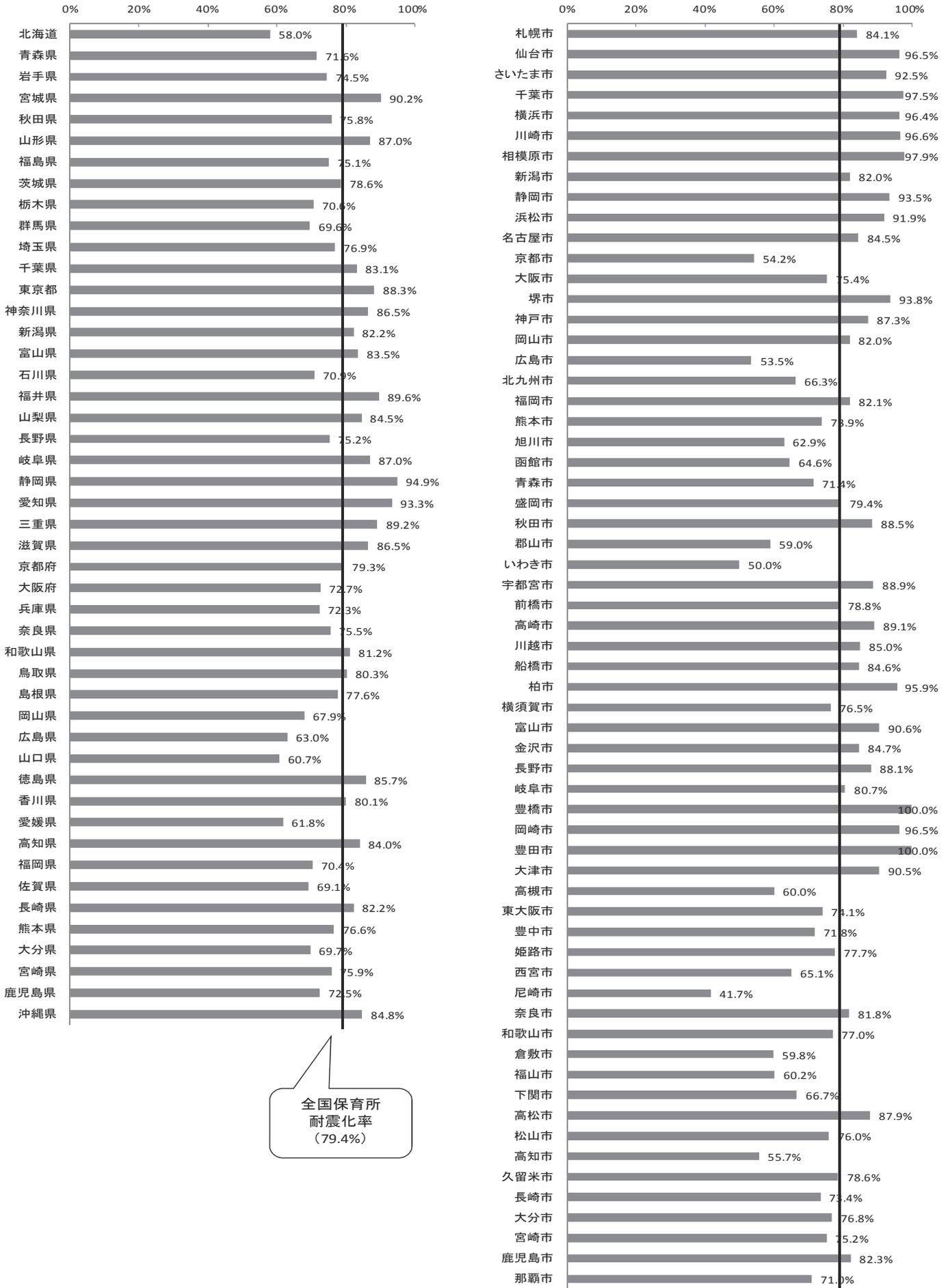
耐震性なし+耐震診断未実施(④+③)
3,078棟 (19.0%)

(参考)耐震診断済(④+⑤)
2,864棟 (52.5%)
※割合の母数は昭和56年以前の建物数

※調査対象は2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)

保育所の耐震化率の状況

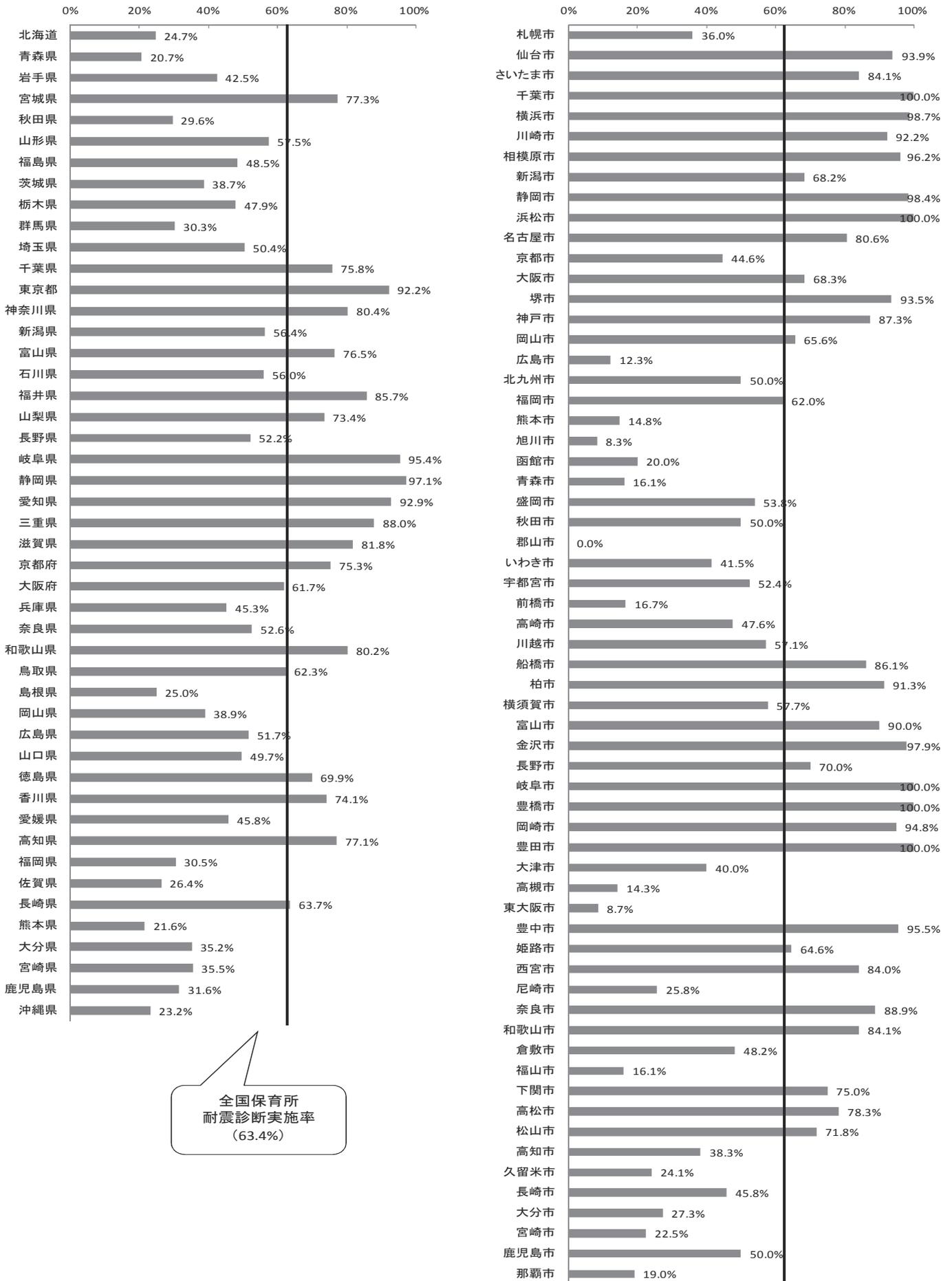
平成25年10月1日現在



全国保育所
耐震化率
(79.4%)

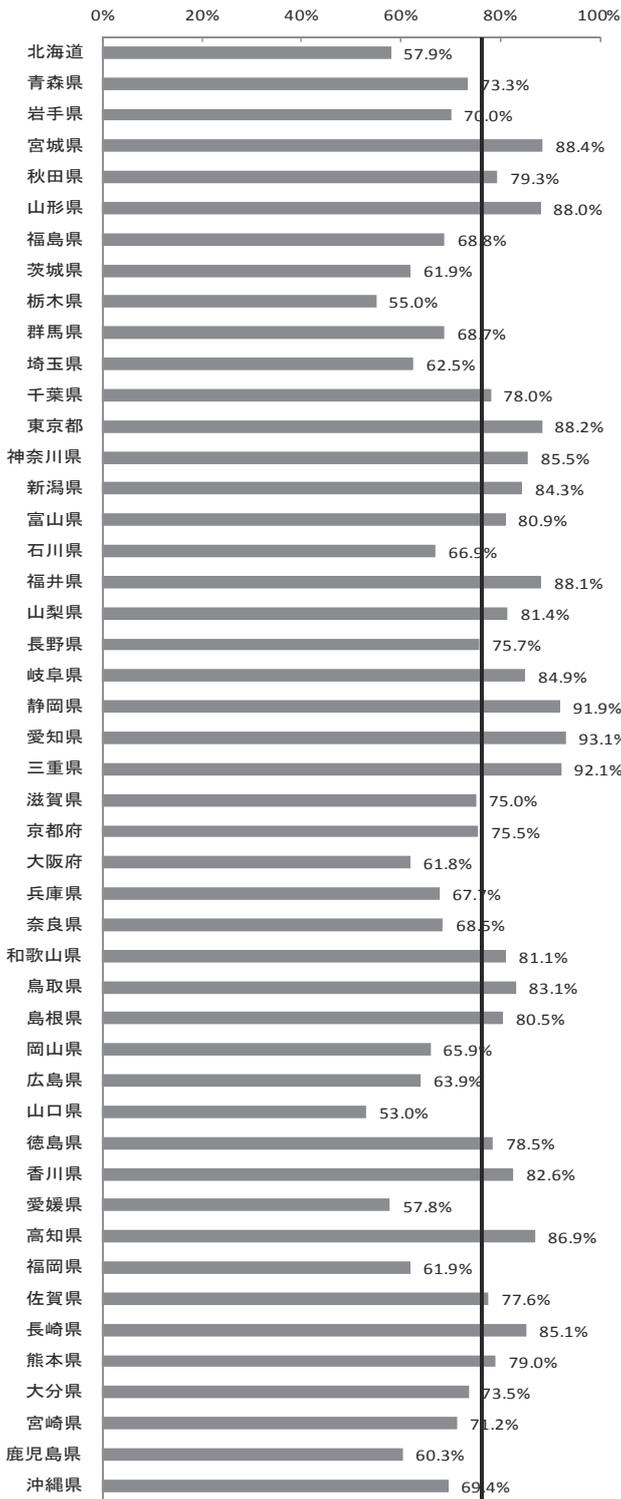
保育所の耐震診断実施率の状況

平成25年10月1日現在

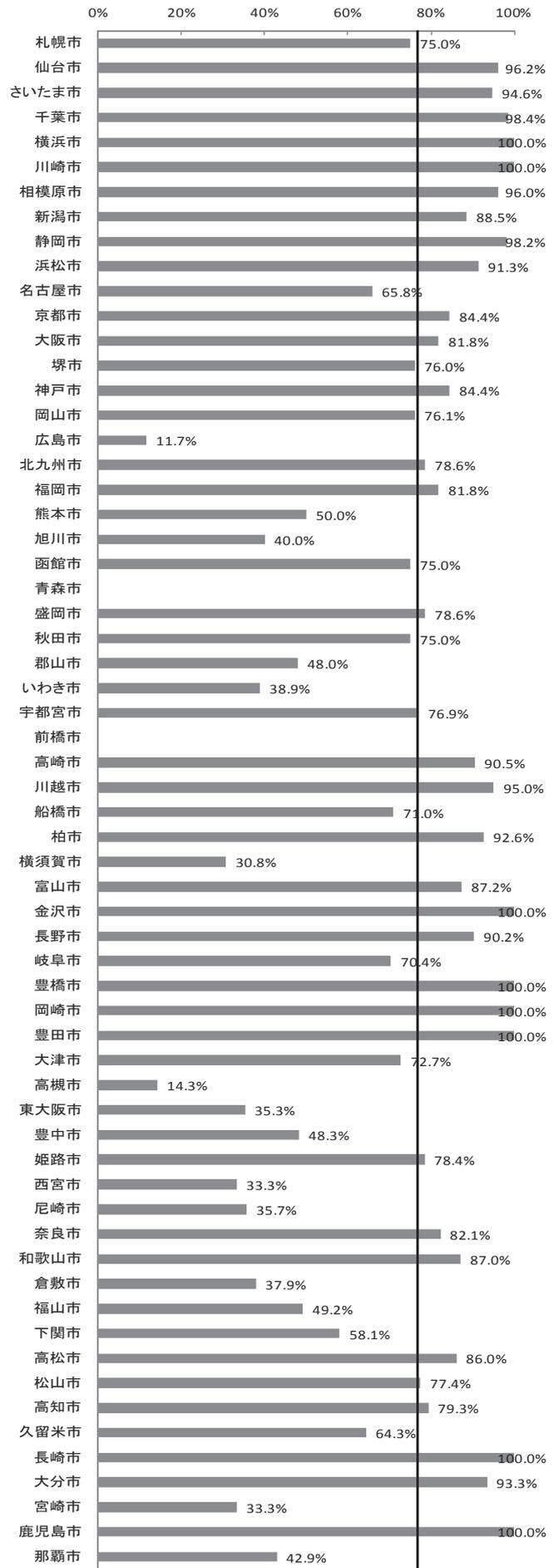


公立保育所の耐震化率の状況

平成25年10月1日現在

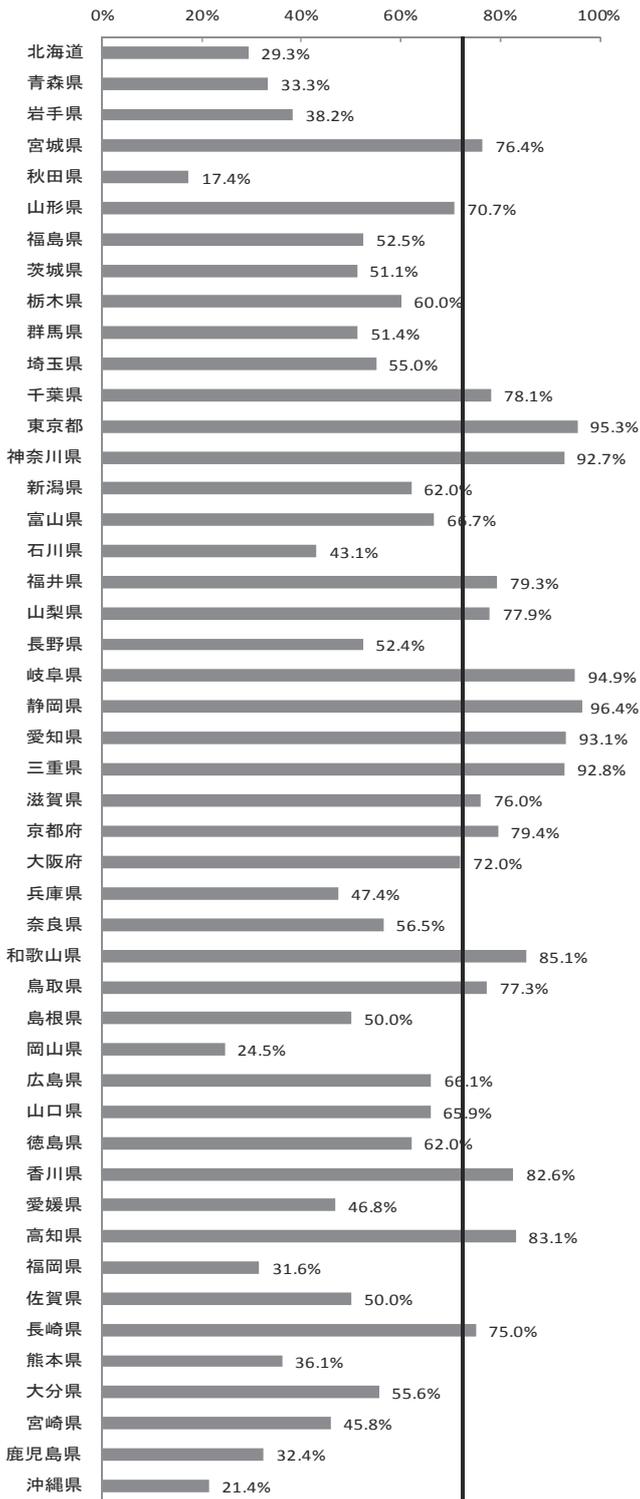


全国公立保育所
耐震化率
(77.1%)

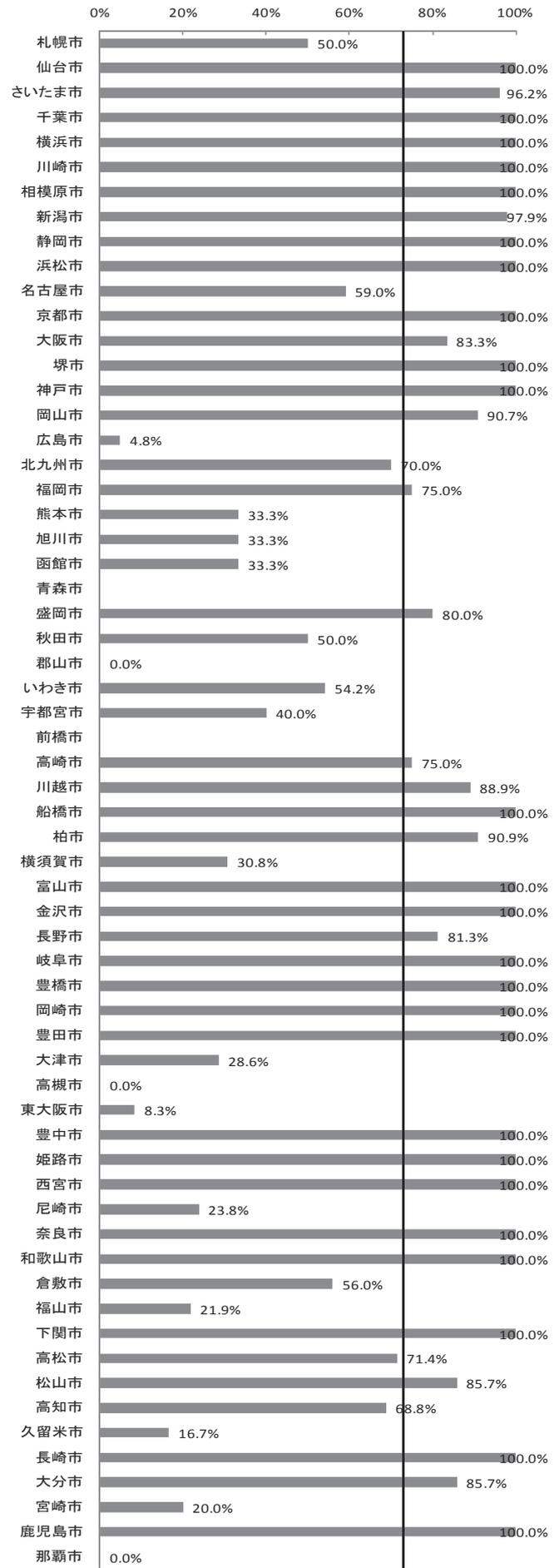


公立保育所の耐震診断実施率の状況

平成25年10月1日現在

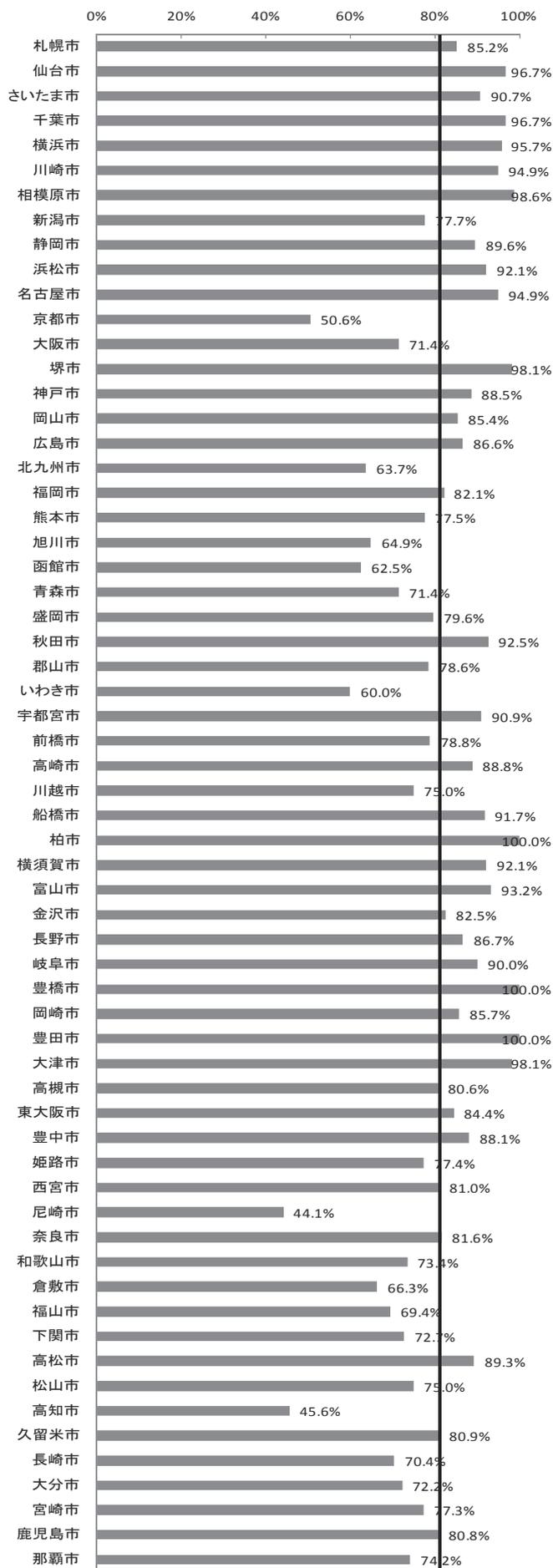
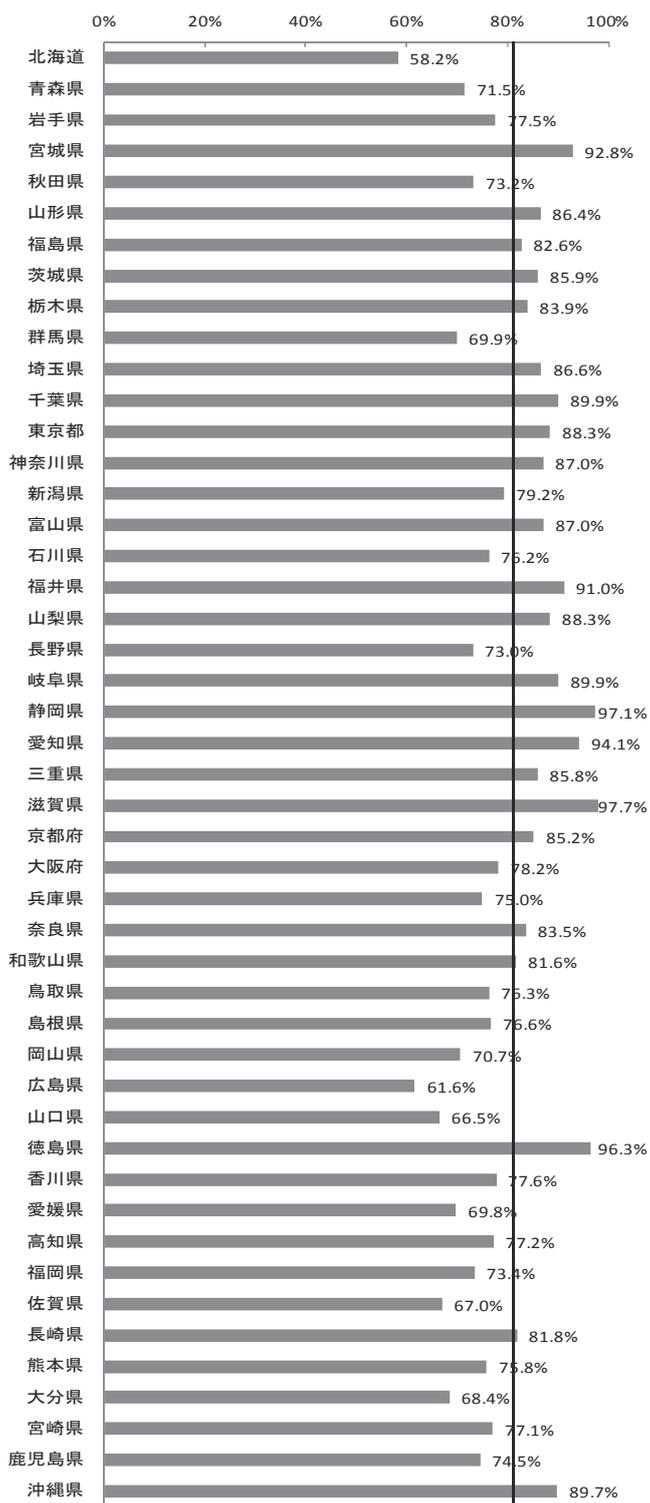


全国公立保育所
耐震診断実施率
(72.8%)



私立保育所の耐震化率の状況

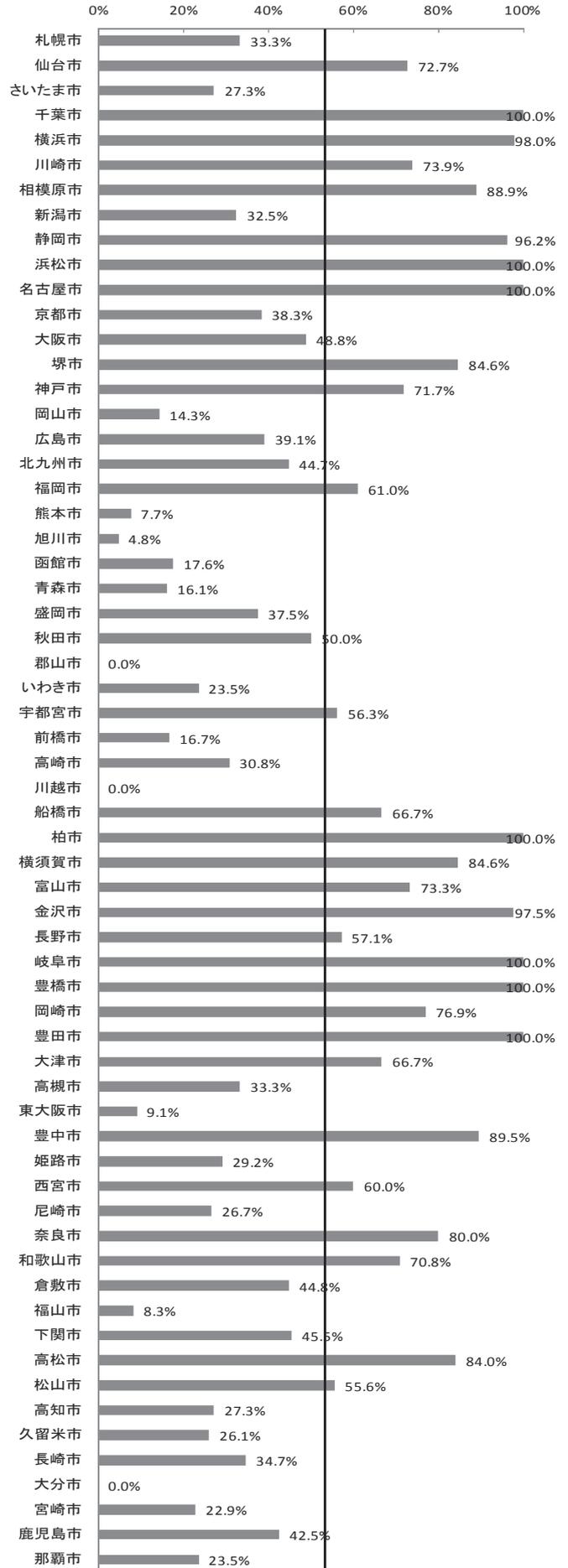
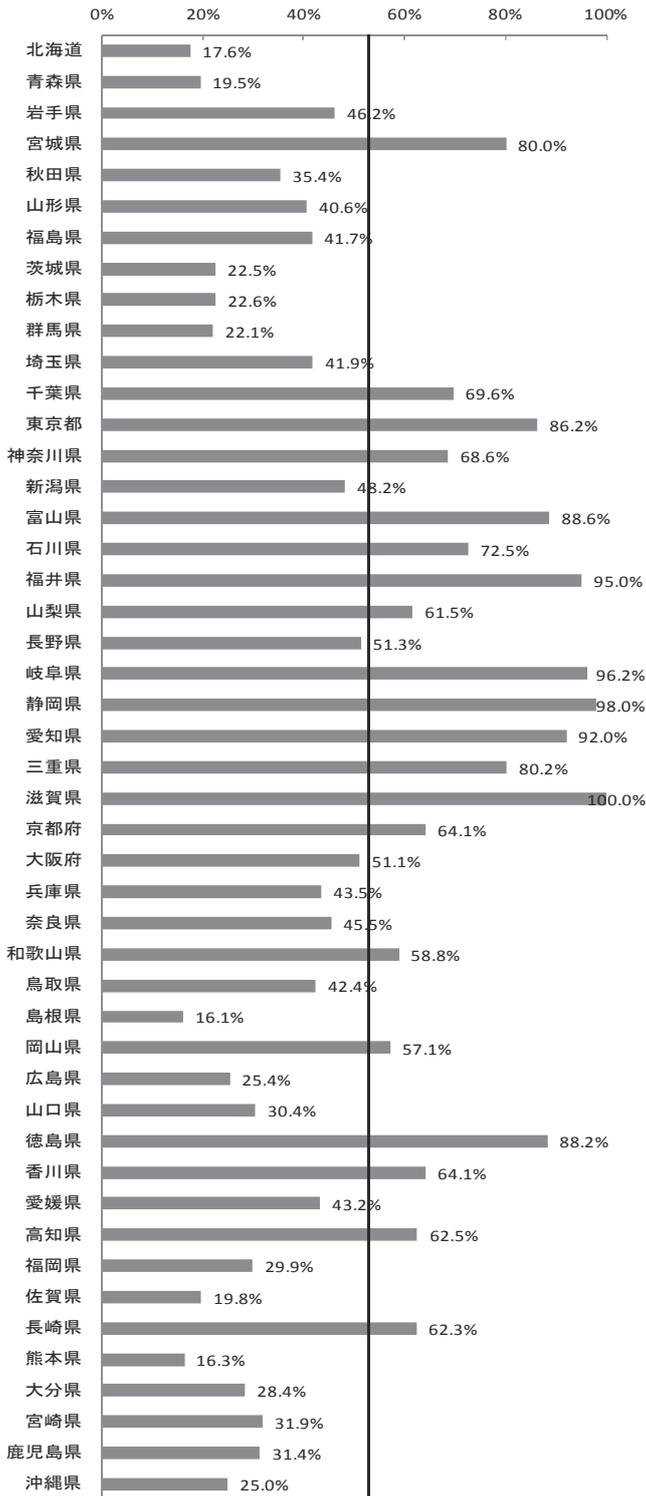
平成25年10月1日現在



全国私立保育所
耐震化率
(81.0%)

私立保育所の耐震診断実施率の状況

平成25年10月1日現在



全国私立保育所
耐震診断実施率
(52.5%)

緊急防災・減災事業について

※総務省資料を元に、厚生労働省において作成

地方公共団体が、引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、平成28年度については5,000億円を計上。

1. 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業及び災害に迅速に対応するための情報網の構築などの地方単独事業等

(1) 地域の防災力を強化するための施設の整備

- ① 防災の拠点となる施設（地域防災センター等）の整備
- ② 津波からの避難路・避難階段、津波避難タワーの整備
- ③ 消防団の機能強化のための整備（救助資機材搭載型車両等） など

(2) 災害に強いまちづくりのための事業

- ① 地域防災計画上の避難所とされている公共施設や災害時に災害対策の拠点となる施設等の耐震化
- ② 津波対策の観点から移転が必要な災害対策の拠点となる施設等の移転
- ③ 災害時要援護者対策のための社会福祉施設の耐震化 など

(3) 災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ① 防災行政無線のデジタル化
- ② 消防救急無線のデジタル化
- ③ 広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備 など

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率100%

(2) 交付税措置元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度

平成26年度から平成28年度まで

(平成29年度以降の取扱いについては事業の実施状況等を踏まえて検討)

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

- ▶ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

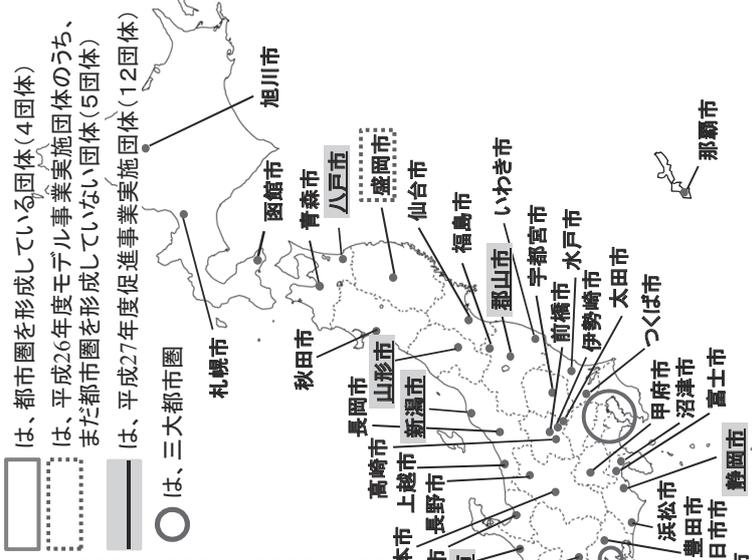
連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- ▶ 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「**連携協約**」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- ▶ 平成28年度の政府予算案にも**1.3億円**を計上し、引き続き連携中枢都市圏の形成を促進
- ▶ 平成27年度から**地方交付税措置**を講じて**全国展開**を図る
- ▶ 平成28年度から連携中枢都市圏構想の推進に**真に必要**な取組に資する**施設整備**に対し、**地域活性化事業債**を**充当**

連携中枢都市圏形成のための手続き



は、都市圏を形成している団体(4団体)
 は、平成26年度モデル事業実施団体のうち、まだ都市圏を形成していない団体(5団体)
 は、平成27年度促進事業実施団体(12団体)
 は、三大都市圏

【連携中枢都市圏の要件】

- ① 地方圏において、昼夜間人口比率おおむね1以上の指定都市・中核市(●)と、当該市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏

※ ただし、①を原則除く都市圏であって、隣接する2つの市（各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市）の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、①の都市圏と同等の取組が見込まれる場合においてこれを含まれるものとする。

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置（※複眼型も同様に措置。以下同じ。）

- (1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置
- ① 普通交付税措置
「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置
(圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円)
 - ② 特別交付税措置

- 「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定
- (2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置
- 1 市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 「連携中枢都市圏構想の推進」に真に必要な取組に資する施設整備に対し、地域活性化事業債を充当
(充当率：90%、交付税算入率：30%)

3. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）
償還金利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資比率及び融資限度額の引上げ

5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

6. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度数の算定要素の追加

- ・ 辺地度数の算定に当たって、「近傍の市役所等」として、連携中枢都市までの距離により算定可能

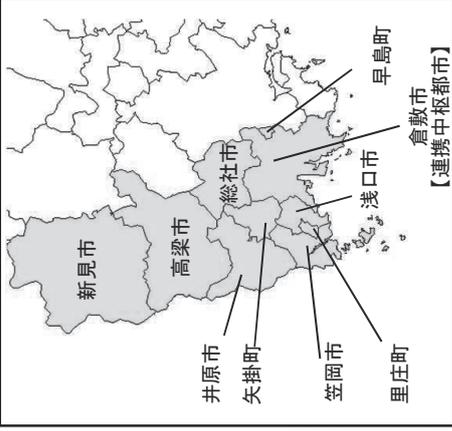
高梁川流域連携中枢都市圏の取組

圏域形成に至った経緯

- 高梁川流域は、7世紀後半に吉備国を三分して設けられた備前国、備中国、備後国のうち備中国領域とほぼ圏域を同じくし、この流域圏は、13世紀以上を経ても地域間の強いつながりが引き継がれている。
- 昭和29年3月「高梁川流域連盟」を設立。産業や文化・教育など流域全般の文化向上に寄与する取り組みを不断に推進。平成25年10月：60周年記念サミットを開催し、今後の流域活性化のため、連携をより強固なものとし、まちづくりにかかる課題解決に共同で取り組むことを宣言。

苦労した点

- 関係者（倉敷市庁内及び市議会議員、連携市町の職員・議員、圏域内の産学官民の各関係機関等）に対し、地方自治法改正に基づく新たな広域連携による連携中枢都市圏形成の必要性について理解を得るため、きめ細やかな説明を行うよう努めた。



圏域全体の経済成長のけん引

経済成長戦略推進事業

産学官民で構成する「高梁川流域経済成長戦略会議」を運営し、圏域の経済成長に向けた調査・研究を実施するとともに、経済成長に向けた戦略、事業について協議する。事業費の大半は倉敷市の負担。

⑳は、戦略会議で決定された8件の新規事業を含む19事業を圏域で実施予定。

データで紡ぐ高梁川流域事業

圏域全体の人口・経済等のデータを一元化し、地域の住民や事業者等がまちづくりやビジネスに活用できるようデータを加工・分析・ビジュア化する「仕組み」と「人材」を整備。

オープンデータを提供し、事業者が活用することで、圏域でのイノベーションや地域のビジネスの創出といった地域経済の活性化につなげる。

㉑は、まずは倉敷市に係るデータの収集・分析に着手し圏域の企業等を対象にセミナーを実施。㉒は先行型交付金が採択された(50百万円)。

地域資源活用推進事業

企業に補助金を交付し、圏域内の地域資源を用いた研究開発・商品開発支援を実施。併せて、物産展・見本市等を開催して地域資源を発信する。事業費は倉敷市の負担。

流域ソーシャルイノベーション推進事業 ※㉓事業

ソーシャルビジネス支援センター(仮称)を設置し、社会起業家、NPO等に対する相談業務を実施。また、社会起業家等と金融機関・商工団体等との連携を促進するための支援ネットワークを構築。事業費は倉敷市の負担。

圏域全体の生活関連機能サービス向上

保育士・保育所支援センター運営事業

圏域内での保育士確保等を目的に保育士・保育所支援センターの設置・運営を行い、コーディネーターを配置(2名)。圏域の認可保育所での就労希望者(潜在保育士)を対象とした再就職支援等各種研修事業を実施。事業費は倉敷市の負担。

圏域内公共建物現況調査・台帳作成支援事業

倉敷市の専門技師のノウハウを活かし、希望する連携市町の公共施設の建物点検・修繕計画の策定・図面のデータベース化を行う(連携市町から倉敷市への委託)。連携市町はその成果を基に公共施設の将来的な管理計画を策定。民間への委託に比べ大幅なコスト削減を達成。

移住交流推進事業、冊子作成等圏域発信事業

東京・大阪で開催される移住交流イベント等への圏域市町共同出展や倉敷市に所在するお試し住宅の運営、圏域への移住定住者を紹介した移住冊子の作成等を実施。事業費は倉敷市の負担。

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめについて

1. 背景

- 子ども・子育て支援新制度では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第32条、第50条)
- 平成26年6月30日開催の第16回子ども・子育て会議において、特定教育・保育施設等の重大事故の発生・再発防止について行政の取組のあり方等を検討すべきとされた。

2. 検討会の議論

○教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会(平成26年9月8日)を設置し、次の事項について議論

- ①重大事故の情報の集約のあり方
- ②集約した情報の分析、フィードバック、公表のあり方
- ③事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方

3. 中間取りまとめ(平成26年11月28日)

○重大事故の集約範囲・方法・公表のあり方について取りまとめ

- ・報告対象施設・事業者：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業(子どもを預かる事業に限る)、認可を受けていない保育施設・事業
- ・報告の対象となる重大事故の範囲：死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
- ・報告内容及び報告期限：報告様式を定め、報告期限の目安(第1報は事故発生当日等)を設定
- ・報告のルート：特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者 → 市町村 → 都道府県 → 国認可を受けていない保育施設・事業者 → 都道府県 → 国

※「特定教育・保育施設等における事故の報告について(平成27年2月16日)」により通知

- ・公表のあり方：国において事故報告をデータベース化し、内閣府HPで公表(個人情報を除く) ※平成27年6月より四半期ごとに内閣府HPで公表

4. 最終取りまとめ(平成27年12月21日)

○重大事故の発生防止のための今後の取組みについて取りまとめ

- ・事故の発生防止(予防)のためのガイドラインの作成] ⇒施設・事業者、自治体向けにそれぞれ対応したものを作成
- ・事故発生時の対応マニュアルの作成] 検討会では骨子を示し、具体的なガイドライン等は現在行っている調査研究事業で作成
- ・事故の再発防止のための事後的な検証：地方自治体…死亡事故、必要と判断した場合の死亡事故以外の重大事故の検証
- ・事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方：重大事故が発生した場合等に事前通告なく指導監督を実施できる旨を明確にするとともに、日常的な指導が適切になされるよう地方自治体へ通知

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会最終取りまとめ概要 (平成27年12月21日)

重大事故の発生防止のための今後の取組みとして、以下のとおり取りまとめ

1. 事故の発生防止(予防)のためのガイドライン、事故発生時の対応マニュアルの作成
 - 本検討会において検討された、特定教育・保育施設等における重大事故の発生防止及び事故発生時の対応に関するガイドライン等に盛り込むべき内容(骨子)を踏まえ、具体的なガイドライン、マニュアルは、別途調査研究事業において作成する
 - 各施設・事業者や地方自治体は、このガイドライン、マニュアルを参考に、各々の実態に応じて事故発生の防止等に取り組む
2. 事故の再発防止のための事後的な検証
 - 地方自治体における検証
教育・保育施設等における子どもの死亡事故等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するためを実施 *検証にあたっては、プライバシー保護及び事故に遭った子どもや保護者の意向に配慮する
＜検証の実施主体＞
 - ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業 → 市町村(都道府県は市町村の検証を支援)
 - ・認可を受けていない保育施設・事業 → 都道府県(指定都市、中核市を含む)
 - ＜検証の対象範囲＞
地方自治体・・・死亡事故、死亡事故以外の重大事故(検証を必要と判断した事例 例:意識不明等)
(施設・事業者は、上記以外の事故、ヒヤリハット事例について適宜検証を実施する)
 - 国における再発防止策の取組
有識者会議を設置し、地方自治体の検証報告等を踏まえた再発防止策を検討・提言
・事故報告に基づく集計・傾向分析 ・再発防止に係る提言 等を実施
3. 事故の発生・再発防止のための指導監督のあり方
 - 重大事故の発生・再発防止の観点からの指導監督の効果的な運用が必要
 - ・重大事故が発生した場合等、事前通告なく指導監督を実施すること等を通知等で明確化
 - ・事故の発生・再発防止に対する日常的な指導の充実

※今後の施設・事業者や地方自治体の運用状況を踏まえ、事故の発生防止等の取組みについて引き続き見直ししていく

保育所保育指針の改定について

保育所保育指針について

○ 保育所保育指針については、各保育所の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定されており、直近では平成20年度に改定を行ったところ。

○ 次回平成30年度の改定に当たっては、

①平成20年度の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化

※保育所利用児童数の増加、子ども・子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加等

②現在幼稚園教育要領の改定に向けた検討が進められていること

※中央教育審議会の下の幼児教育部会において、第1回開催(10月23日)

等を踏まえて検討を行うことが必要。

※ 保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改定も予定

平成30年度改定に向けた検討状況・スケジュール

○ 改定に当たっては、社会保障審議会児童部会に設置された「保育専門委員会」において検討。

- ・平成27年12月4日 第1回専門委員会開催 (改定に向けた検討課題等について)
- ・平成28年1月7日 第2回専門委員会開催 (乳児保育、3歳未満児の保育について)
- ・平成28年2月16日 第3回専門委員会開催 (健康及び安全について)
- ・平成28年3月29日 第4回専門委員会開催 (保護者支援、職員の資質向上について)(予定)

○ 今後、概ね月1回程度開催し、平成28年春頃に中間まとめ、平成28年度内に大臣告示、1年の周知期間を置いて平成30年度から実施することを予定。

保育所保育指針について

- 第1章～第7章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成20年3月28日公布、平成21年4月1日施行)
- ※ 保育所における保育は、養護と教育を一体的に行うことを特性とする。
- ※ 保育所保育指針は、3歳以上児の教育面について、幼稚園教育要領と整合性を確保して定められている。

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
(養護：生命の保持、情緒の安定
教育：健康、人間関係、環境、言葉、表現【別紙】)
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す
(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

教育における五つの領域

- 領域「健康」 …… 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
- 領域「人間関係」 …… 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。
- 領域「環境」 …… 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- 領域「言葉」 …… 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- 領域「表現」 …… 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

保育所保育指針改定に向けた検討課題(例)

- 子ども・子育て支援新制度の施行等に伴う、保育をめぐる環境の変化(利用児童数の増加、小規模保育等の多様な保育機会の充実等)を踏まえ、全般的にどのような見直しを行うか。
- 乳児保育、3歳未満児保育に関して、この時期の発達の特性を踏まえつつ、どのように内容を充実するか。
- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた保育の在り方の検討と、目標に向けた保育課程、指導計画、自己評価をどのように確立するか。
- 養護、健康及び安全に関して、どのように記載を整理し、内容を充実するか。
- 虐待防止に関する内容を含め、保護者支援に関する内容をどのように充実するか。

等

個人寄附に係る税額控除要件の見直し (所得税)

1. 大綱の概要

公益法人等(※1)に寄附した場合の税額控除制度について、その適用の可否を判定するパブリック・サポート・テストの要件のうち、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件を緩和し、公益法人等の各事業年度の公益目的事業費用等(※2)が1億円に満たない場合には、その公益目的事業費用等を1億で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上、かつ、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする。

(※1) 公益法人等：公益社団法人・公益財団法人、学校法人・準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人

(※2) 公益社団法人・公益財団法人の場合公益目的事業費用、学校法人・準学校法人の場合私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人の場合社会福祉事業費用、更生保護法人の場合更生保護事業費用

2. 制度の内容

- 税額控除対象法人となるためには、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要がある。
 - (1) ①の要件が緩和される。

【現行の要件】

(1)「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

② 寄附金が収入の5分の1以上であること

(2)「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・寄附者名簿を作成し保存すること

【改正後の要件】 (1)②及び(2)の要件は現行と同じ。

- ・公益目的事業費用等が1億円に満たない場合には、その公益目的事業費用等を1億で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上(※)
- ・寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

(※)例えば、公益目的事業費用等1,000万円の法人は、 $10人 \times \frac{1,000万円}{1億円} \times 100$

以上の寄附が必要。